
第2期

宮古市デジタル戦略
推進基本計画

(案)

令和 年 月

岩手県宮古市

目 次

第1章 基本方針	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的と位置付け	2
3 計画の期間	3
4 推進体制	4
第2章 現状と課題	5
1 社会のデジタル化の現状	5
(1) 情報インフラの高度化	6
(2) 情報通信機器の普及	7
(3) デジタル化で目指す社会：Society5.0	8
2 国の動向	9
(1) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針	9
(2) 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画	12
3 宮古市の現状と課題	16
(1) 第1期基本計画、アクションプランの概要	16
(2) アクションプランに基づく取組状況	18
(3) 手続アセスメントの結果	25
(4) 全庁業務量調査の結果	27
(5) 第1期基本計画、アクションプランの評価	29
第3章 デジタル化施策の方向	30
第4章 デジタル戦略推進項目	31
1 市民サービスの向上	31
(1) 行政手続のオンライン化	31
(2) マイナンバーカードの普及	33
(3) デジタルデバイド（情報格差）の解消	35
(4) デジタルサービス実装の取組の推進	37
(5) オープンデータの推進	39

2	庁内運営の効率化	41
(1)	業務改革（BPR）の推進	41
(2)	行政事務の電子化	43
(3)	情報システムの標準化・共通化	45
(4)	テレワークの推進	47
(5)	デジタル人材の育成・確保	49
第5章	強靱な情報セキュリティの確保	51
第6章	計画の推進について	54
1	アクションプランの策定	54
2	ワーキンググループの役割	54
参考資料		55
第2期宮古市デジタル戦略推進基本計画策定過程		55
宮古市デジタル戦略推進本部名簿		55
宮古市デジタル推進アドバイザー		56
宮古市デジタル戦略推進本部規程		57

第 1 章 基本方針

1 計画策定の背景

デジタル技術が急速に発展する中、令和 2 年に世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症への対応において、国、地方公共団体のデジタル化の遅れやデジタル人材の不足などが浮き彫りとなりました。

このような状況を踏まえ、国は、行政のみならず、国民による社会経済活動全般のデジタル化を推進することが、日本が抱えてきた多くの課題の解決や今後の経済成長に資するとして、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（令和 2 年12月25日閣議決定）を定め、この中で、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指しています。

また、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため、自治体デジタル・トランスフォーメーション※¹（DX）推進計画（令和 2 年12月25日総務省）を定め、この中で、自治体においては、デジタル技術を活用して「住民の利便性を向上させること」、「業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくこと」が求められるとしています。

本市では、令和 3 年 4 月に、宮古市デジタル戦略推進基本計画（計画期間：令和 3 年度～6 年度）を策定し、この中で、「デジタル技術を活用し、市民一人ひとりが安全で安心して気軽に行政サービスを利用できるようにするとともに、行政事務の簡素化、効率化の実現を図る」ことを目標に掲げ、デジタル化の取組を進めてまいりました。

今般、この計画が令和 6 年度で終了することから、これまでの取組を継承するとともに、デジタル技術の活用をさらに拡大し、市民サービスの向上と庁内運営の効率化を推進するため、第 2 期宮古市デジタル戦略推進基本計画を策定するものです。

※ 1 デジタル・トランスフォーメーション：デジタル技術を活用して生活やビジネスをより良いものへと変革すること。DXは、Digital Transformationの略。

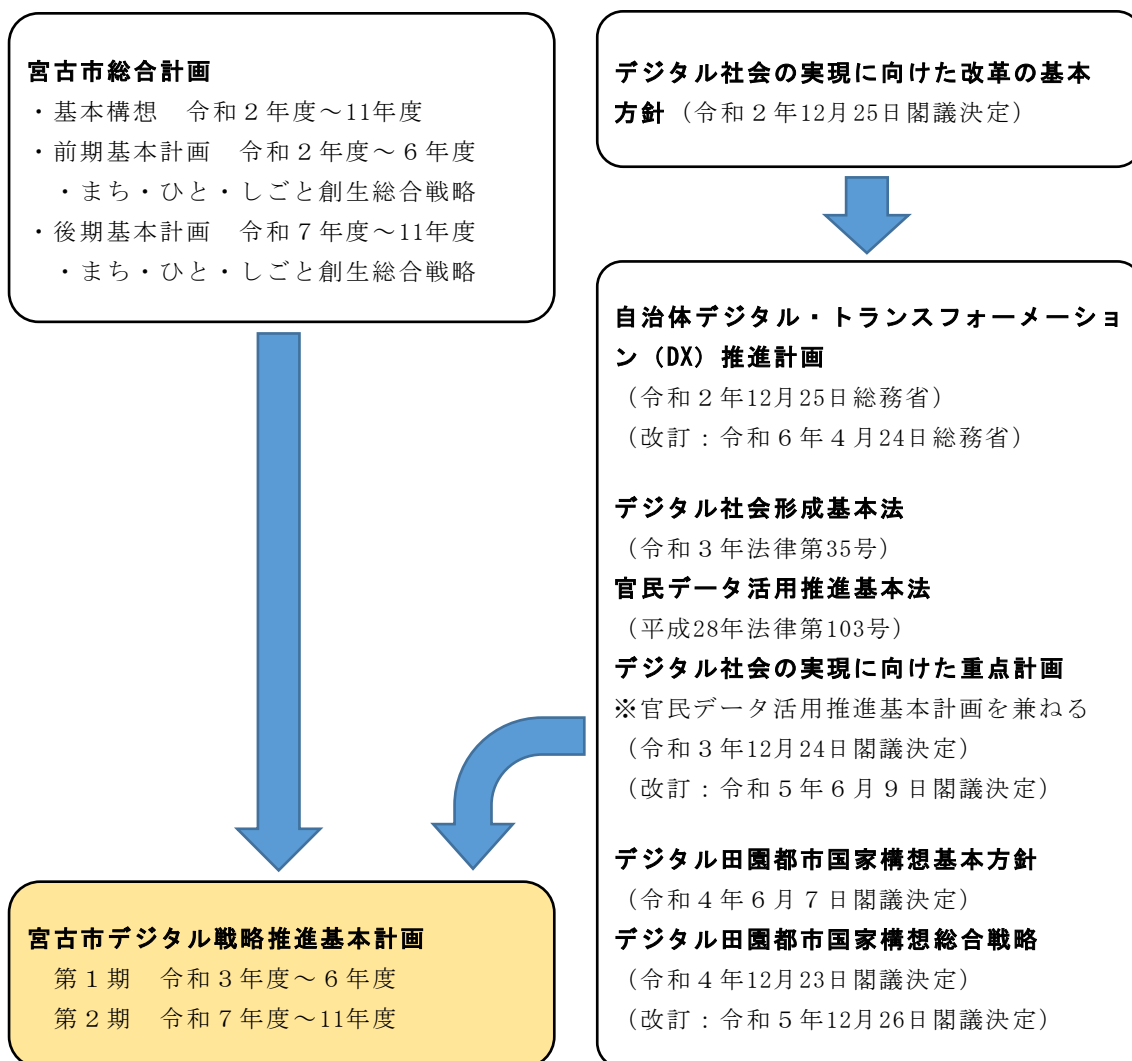
2 計画の目的と位置付け

宮古市デジタル戦略推進基本計画は、本市における行政サービスや行政事務の現状と課題を明らかにし、これを解決するためのデジタル技術の活用方針を定めることを目的とします。

この計画は、宮古市総合計画を上位計画とする部門別計画として位置付け、市行政におけるデジタル化施策の推進を図るものとします。

また、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）において策定の努力義務が規定されている、市町村官民データ活用推進計画としても位置付けます。

【本計画の位置付け】

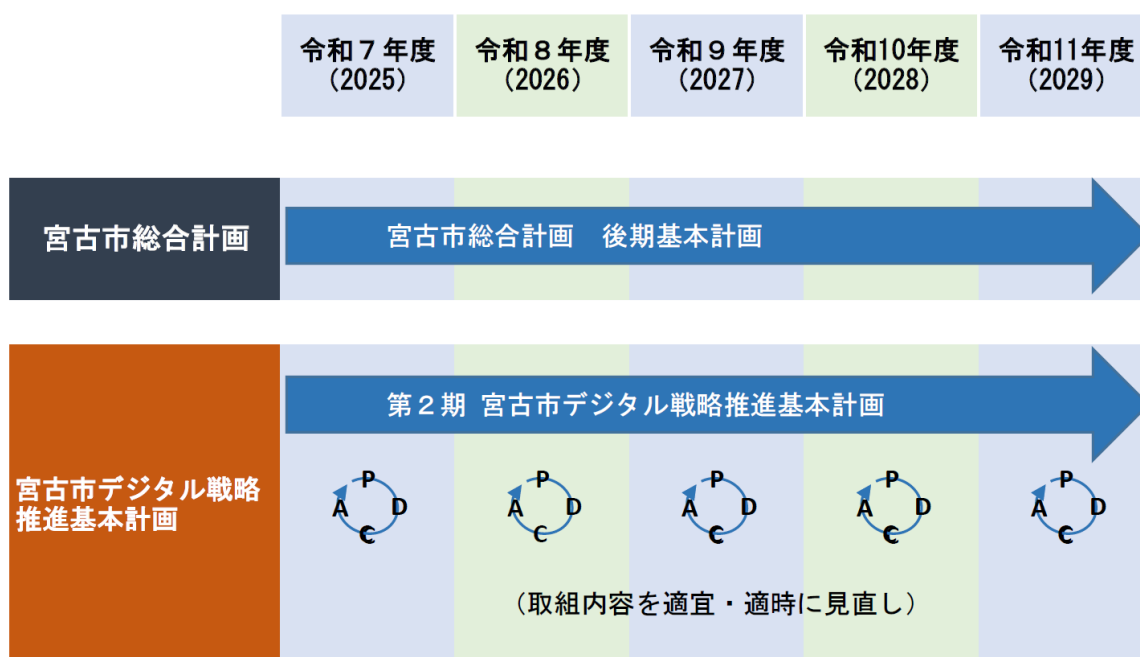


3 計画の期間

第2期宮古市デジタル戦略推進基本計画の期間は、宮古市総合計画後期基本計画の期間に合わせて、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

なお、国のデジタル化施策の動向や新たなデジタル技術の進展、市民ニーズの変化等に対応できるよう、適宜・適時にPDCAサイクル※²による見直しを行い、必要に応じて改訂するものとします。

【本計画の期間】



※2 PDCAサイクル：Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、継続的に改善していく手法のこと。

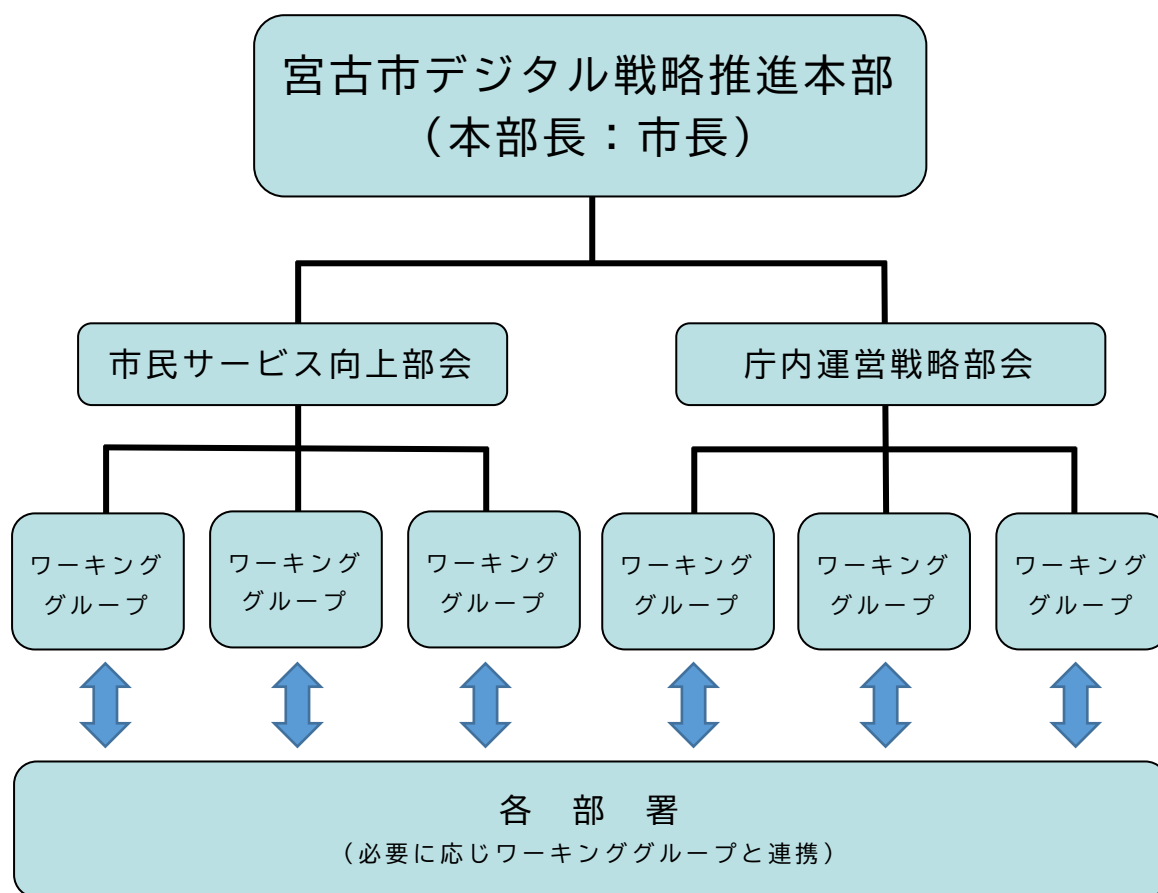
4 推進体制

本市のデジタル戦略は、宮古市デジタル戦略推進本部（令和2年11月設置）を中心とし、全庁組織を挙げて推進することとします。

推進本部の下に市民サービス向上部会、庁内運営戦略部会を設置するとともに、各部会に取組テーマに応じたワーキンググループを置き、市民サービスや庁内運営における課題の調査、検討を行います。

各部署は、所管する業務について、必要に応じワーキンググループと連携しながら、課題解決に向けたデジタル技術の活用を推進します。

【本計画の推進体制】



第2章 現状と課題

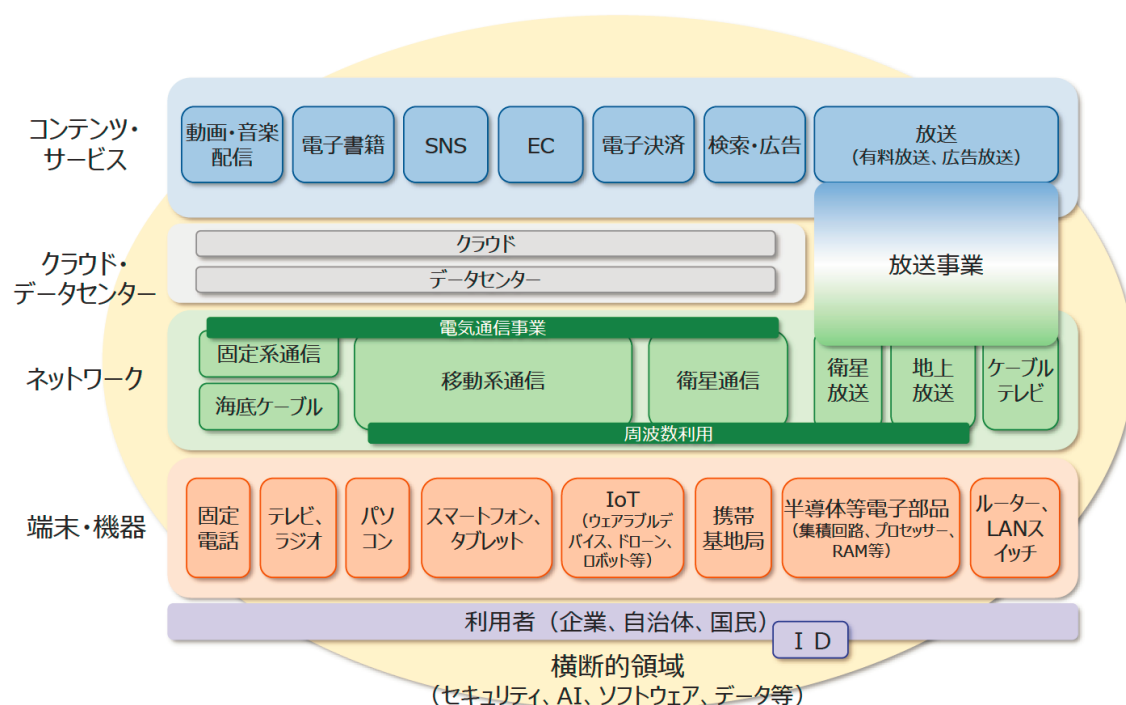
1 社会のデジタル化の現状

通信インフラの高度化や情報通信機器の普及等により、社会課題を様々なデジタルサービスによって解決していく社会のデジタル化が進んでいます。

デジタル技術には、利用者の接点となる端末・機器、電気通信事業者などが提供するネットワーク、データを保管するクラウド・データセンター、データを配信するコンテンツサービス、さらにセキュリティなどの横断的な領域があります。

自治体においても、地域課題を解決するためデジタル技術を積極的に活用し、市民サービスの向上や行政事務の効率化を図ることが求められています。

【ICT※³を取り巻くレイヤー（階層）別市場構造】



（出展）令和5年版情報通信白書（総務省作成）

※3 ICT: Information and Communication Technologyの略。情報通信技術。デジタル技術と同義。

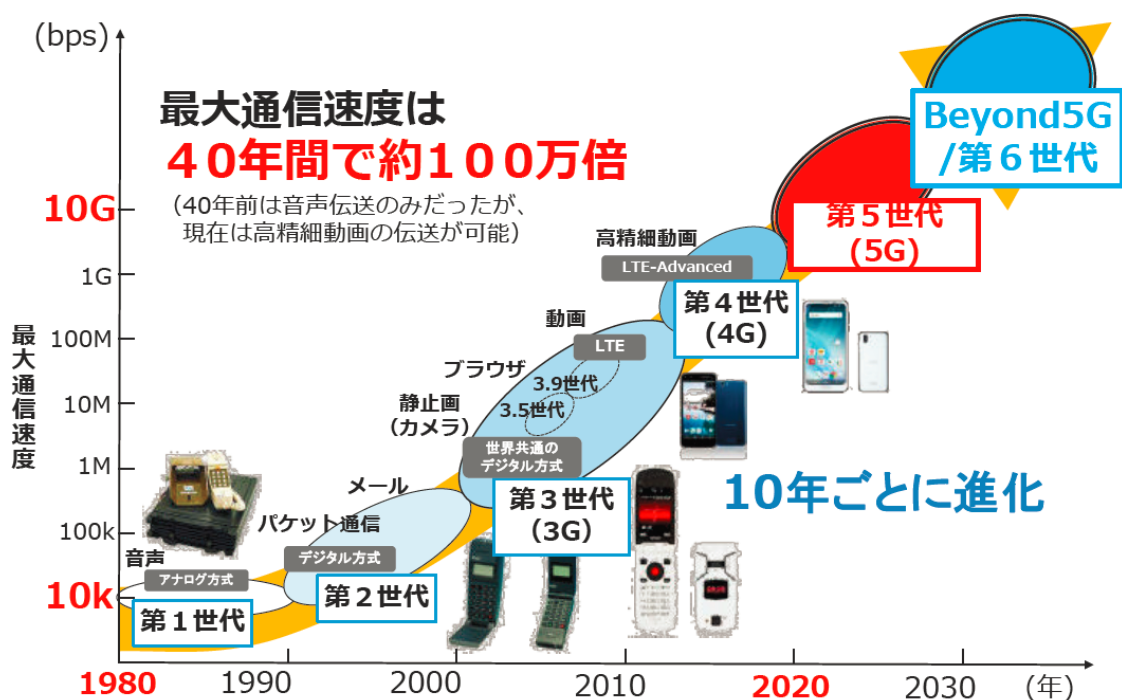
(1) 通信インフラの高度化

移動通信システムは、1979年に第1世代（1G）と呼ばれる移動通信システムが商用開始されて以降、第2世代（2G）、第3世代（3G）、第4世代（4G）、第5世代（5G）と約10年周期で世代交代が行われ、大容量化、高速化の方向で進化を続けています。

1Gでは最大通信速度が約10Kbpsであったのに対し、2020年に商用開始された5Gでは約10Gbpsとなり、40年間で約100万倍にまで通信速度が向上しています。

5Gには、「超高速」だけでなく、遠隔地でもロボットなどの操作をスムーズに行える「超低遅延」、多数の機器が同時にネットワークにつながる「多数同時接続」といった特徴があり、社会の基盤になると期待されています。

【移動通信システムの進化】



(出展) 令和5年版情報通信白書(総務省作成)

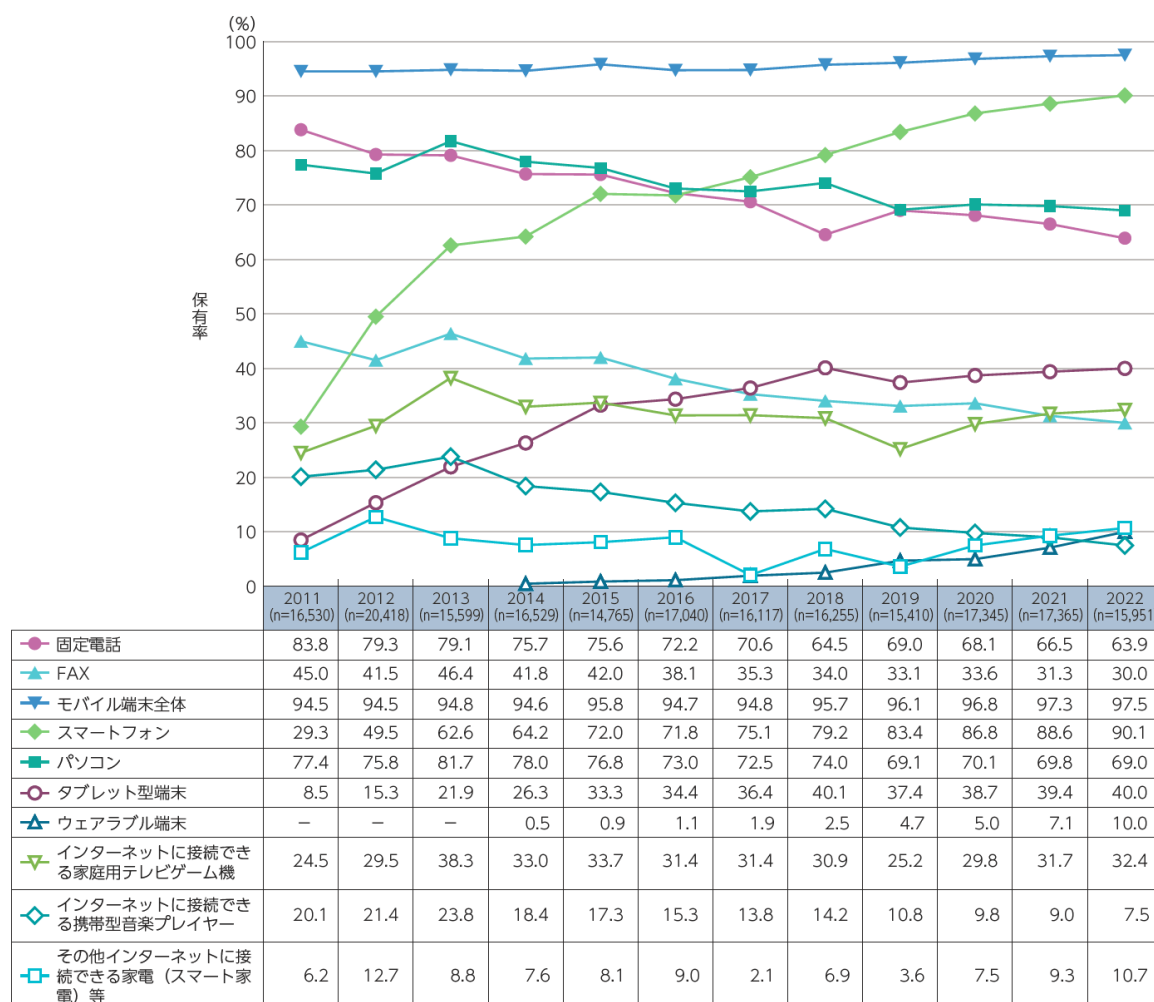
(2) 情報通信機器の普及

世帯ごとの主な情報通信機器の保有状況は、2022年には、スマートフォンや携帯電話を含むモバイル端末※⁴全体の保有率が97.5%と非常に高くなっています。

特にも、スマートフォンの保有率は、2010年に9.7%であったものが2022年には90.1%となり、最も身近なインターネット接続端末となっています。

デジタルサービスの利便性を向上させる上では、スマートフォンから利用しやすい環境を整備することが重要になると考えられます。

【情報通信機器の世帯保有率の推移】



（出展）令和5年版情報通信白書（総務省作成）

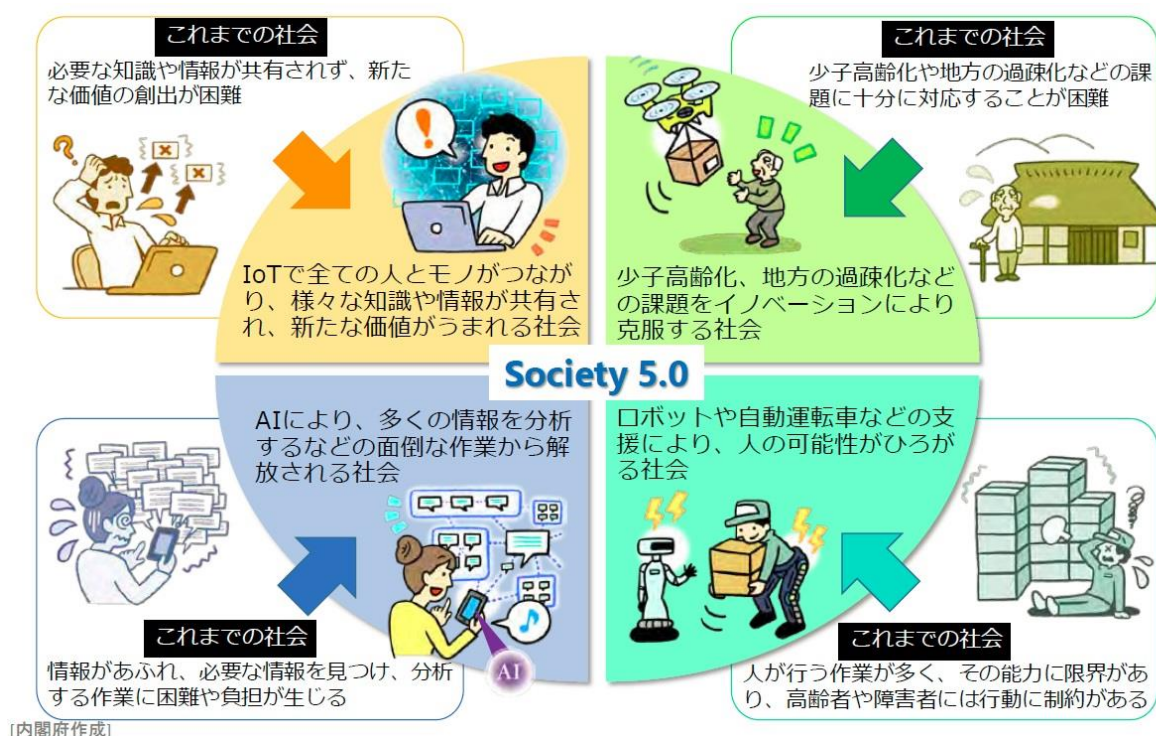
※4 モバイル端末：小型・軽量で持ち運びに適した電子機器端末の総称。

(3) デジタル化で目指す社会：Society5.0

Society5.0は、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会を指すもので、科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）において「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」と定義されています。

Society5.0は、IoT^{※5}、ロボット、AI^{※6}、ビッグデータ^{※7}等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、格差なく、多様なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することにより、国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会、一人ひとりの多様な幸せ（well-being）が実現できる社会を目指すものです。

【Society5.0で実現する社会】



(出展) Society5.0とは (内閣府作成)

※5 IoT：Internet of Thingsの略。あらゆるモノがインターネットでつながる仕組みのこと。

※6 AI：Artificial intelligenceの略。人工知能。人間が行っている知的な行為をコンピュータ上で実現する技術を指す。

※7 ビッグデータ：人間では全体を把握することが困難な巨大なデータ群のこと。

2 国の動向

国は、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針に基づき、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（令和3年9月設置）を発足させ、国を挙げてデジタル化を推進する体制を整えています。

また、様々な方針や計画を定め、適時改訂を重ねながら、デジタル社会の実現に向けた考え方や取組の方向を示しています。

市のデジタル戦略の推進に当たっては、これら国が示した考え方や取組の方向を踏まえて、取組を進める必要があります。

(1) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針においては、デジタル社会を形成するための基本原則として、次の10項目が示されています。

① オープン・透明

標準化や情報公開による官民の連携の推進、個人認証やベース・レジストリ^{※8}等のデータ共通基盤の民間利用の推進、AI等の活用と透明性確保の両立、国民への説明責任を果たすこと等により、オープン・透明なデジタル社会を目指す。

② 公平・倫理

データのバイアス^{※9}等による不公平な取扱いを起こさないこと、個人が自分の情報を主体的にコントロールできるようにすること等により、公平で倫理的なデジタル社会を目指す。

※8 ベース・レジストリ：公的機関等が保有する社会の基本データ（個人、法人、土地、建物、資格等に関するデータ）を登録したデータベース。社会の基盤として、データの正確性や最新性を確保するなど、行政手続をはじめとする様々な場面で参照し得るよう整備することが求められるもの。

※9 バイアス：偏りのこと。

③ 安全・安心

デジタルで生涯安全・安心に暮らせる社会を構築すること、サイバーセキュリティ対策で安全性を強化すること、デジタル技術の善用、個人情報の保護、不正利用の防止を進めること等により、デジタル利用の不安を低減し、安全・安心なデジタル社会を目指す。

④ 継続・安定・強靱

社会の活力の維持・向上、カーボンニュートラル^{※10}等環境との共生を通じたサステナビリティ^{※11}の確保、機器故障や事故等のリスクに備えた冗長性の確保・耐災害性の強化、分散と成長の両立によるレジリエンス^{※12}の強化等により、継続的・安定的で、強靱なデジタル社会を目指す。

⑤ 社会課題の解決

制度・ルール等の再構築や、国・地方・民間の連携強化・コスト低減といった成長のための基盤の整備、公共施設のネットワーク整備やマイナンバーカード等の活用による災害や感染症に強い社会の構築、デジタル人材の育成、官民・地域横断的な活躍の促進等により、社会課題を解決できるデジタル社会を目指す。

⑥ 迅速・柔軟

「小さく産んで大きく育てる」という考え方に立ち、デジタルならではのスピードの実現、社会状況やニーズの変化に柔軟に対応できるシステムの形成、アジャイル^{※13}発想の活用により費用を抑えつつ高い成果の実現、構想・設計段階から重要な価値を考慮したアーキテクチャ^{※14}への組み込み等により、迅速・柔軟なデジタル社会を目指す。

※10 カーボンニュートラル：二酸化炭素の排出量と吸収量をプラスマイナスゼロとすること。

※11 サステナビリティ：持続可能性。多様性を失わず長期的に継続できる能力という概念。

※12 レジリエンス：弾力、回復力、復元力の意。

※13 アジャイル：顧客の要求に従って、優先度の高い機能から順に、要求・開発・テスト（・リリース）を短い期間で繰り返しながら、システム全体を構築していく開発手法。

※14 アーキテクチャ：構造、構成、基本設計の意。

⑦ 包摂・多様性

アクセシビリティ^{※15}の確保、情報通信インフラの充実、高齢・障害・病気・育児・介護と社会参加の両立、多様な価値観やライフスタイルへの対応等により、包摂的で多様性のあるデジタル社会を目指す。

⑧ 浸透

国民にとり「お得」なデジタル化によるデジタル利用率の向上、デジタル技術を使う側・提供する側双方への教育を通じて「わかりやすい」「楽しい」デジタル化を進めること、国民にデジタル化の成果を実感してもらうこと等により、誰一人取り残さない国民全般に浸透するデジタル社会を目指す。

⑨ 新たな価値の創造

官民のデータ資源を最大限に活用することや、利用者視点での付加価値を生むイノベーションを促進し、経済や文化を成長させること等により、新たな価値を創造するデジタル社会を目指す。

⑩ 飛躍・国際貢献

国民が圧倒的便利さを実感するデジタル化を実現することや、デジタル化が進んでいない分野こそデジタル3原則^{※16}の貫徹で一気にレベルを引き上げ、多言語による情報発信を行うことなども含め多様性のある社会を形成すること、デジタルの活用により地方が独自の魅力を発揮すること、自由や信頼を大切にするデータ・デジタル政策で世界をリードすること等により、飛躍し、国際社会に貢献するデジタル社会を目指す。

※15 アクセシビリティ：近づきやすさ、利用のしやすさの意。

※16 デジタル3原則：①デジタル・ファースト（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する）、②ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする）、③コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）のこと。

(2) 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画〔第3.0版〕（令和6年4月24日総務省）においては、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）やデジタル田園都市国家構想総合戦略〔2023改訂版〕（令和5年12月26日閣議決定）等における各施策のうち、自治体に取り組むべき事項・内容として、次の3分類、12項目が示されています。

【自治体DXの重点取組事項】

① 自治体フロントヤード改革の推進

自治体において、行政手続のオンライン化やワンストップ窓口の導入など、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進めていく。

多様な住民ニーズに対応するため、行政手続におけるデジタル3原則（①デジタル・ファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ）に則ってデジタルツール等を有効に活用し、住民との接点の多様化・充実化を図る。

② 自治体の情報システムの標準化・共通化

自治体に対し、標準化基準に適合する基幹業務システム（標準準拠システム）の利用を義務付けるとともに、標準準拠システムについて、国が整備するガバメントクラウド^{※17}を利用することを努力義務とする。

標準化対象事務は、基幹系20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）とする。

※17 ガバメントクラウド：政府共通のクラウドサービスの利用環境。地方公共団体でも同様の利点を享受できるよう検討が進められている。

③ 公金収納における e L T A X の活用

地方公共団体で扱う公金について、e L T A X（地方税ポータルシステム）を活用した納付を行うことができるよう、必要な取組を行う。活用の際は、地方税と同様の方法に統一することを基本とする。

④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進

マイナンバーカードは、各種カードとの一体化や、オンライン手続での本人確認手段としての利用など、利活用シーンの拡大が見込まれている。

マイナンバーカードの取得の円滑化に向けて、国民のニーズに対応した環境整備を進める。

⑤ セキュリティ対策の徹底

地方公共団体の業務システムの標準化・共通化の取組やサイバーセキュリティの高度化・巧妙化を踏まえ、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む。

⑥ 自治体の A I ・ R P A ^{※18} の利用推進

自治体は、国が作成した「自治体における A I 活用・導入ガイドブック（総務省）」及び「自治体における R P A 導入ガイドブック（総務省）」を参考に、A I や R P A の導入・活用を進める。

⑦ テレワーク ^{※19} の推進

自治体は、在宅勤務だけでなく、サテライトオフィス勤務やモバイルワークも含め、テレワークの導入・活用に積極的に取り組む。

また、業務見直し等の進捗に合わせ、テレワーク対象業務の拡大に取り組む。

※18 RPA：Robotic Process Automationの略。人間がコンピュータを操作して行う作業をソフトウェアにより自動化する仕組みを指す。

※19 テレワーク：デジタル技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイルワークの3つの形態がある。

【自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】

① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

地方においては、それぞれが抱える社会課題について、地方公共団体を中心として十分に議論、認識した上で、その解決を図っていくため、自ら地域ビジョンを描き、デジタル技術を活用しつつ、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくるという4つの取組を進めていくことが求められる。

このため、地方公共団体は、地方版総合戦略を改訂するよう努め、具体的な地方活性化の取組を果敢に推進するものとする。

② デジタルデバイド^{※20}対策

オンラインによる行政手続等のスマートフォンの利用方法について、講座の開催やアウトリーチ型の相談対応など、地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を実施する。

③ デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し

国は、構造改革のためのデジタル原則（①デジタル完結・自動化原則、②アジャイルガバナンス^{※21}原則、③官民連携原則、④相互運用性確保原則、⑤共通基盤利用原則）を共通の指針として、法令等を対象にアナログ規制を横断的に見直し、規制・制度のデジタル原則への適合の実現を目指す。

各地方公共団体においては、国が作成した「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル（デジタル庁）」や国における取組状況等を参考にしながら、条例・規則等の点検・見直しを実施することが望ましい。

※20 デジタルデバイド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

※21 アジャイルガバナンス：機動的で柔軟な統治（改善、政策形成）のこと。

【各団体において必要に応じ実施を検討する取組】

① B P R^{※22}の取組の徹底

業務改革（B P R）の実施に当たっては、情報システムの整備及び管理の基本的な方針（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に定めるサービス設計12か条に基づき、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討する。

＜サービス設計12か条＞

- 第1条 利用者のニーズから出発する
- 第2条 事実を詳細に把握する
- 第3条 エンドツーエンド^{※23}で考える
- 第4条 全ての関係者に気を配る
- 第5条 サービスはシンプルにする
- 第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める
- 第7条 利用者の日常体験に溶け込む
- 第8条 自分で作りすぎない
- 第9条 オープンにサービスを作る
- 第10条 何度も繰り返す
- 第11条 一遍にやらず、一貫してやる
- 第12条 情報システムではなくサービスを作る

② オープンデータ^{※24}の推進・官民データ活用の推進

官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるよう必要な措置を講ずるものとされている。

公開するデータの量のみならず、データの質の向上を図り、結果的に民間事業者等によるアプリの開発や行政機関自身によるデータ分析、政策立案等の利活用の促進を図る。

※22 B P R：Business process reengineeringの略。ビジネスプロセスを見直し、抜本的に再設計（リエンジニアリング）する手法。業務改革のことをいう。

※23 エンドツーエンド：始まりから終わりまでの意。

※24 オープンデータ：国、地方公共団体及び事業者が保有するデータのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータを指す。

3 宮古市の現状と課題

本市では、宮古市デジタル戦略推進基本計画、宮古市デジタル戦略推進アクションプランを策定し、行政サービスや行政事務のデジタル化の取組を進めています。

これまでの取組状況、取組の評価は、以下のとおりです。

(1) 第1期基本計画、アクションプランの概要

基本計画においては、推進目標、基本施策、推進項目を定め、これを推進するためのアクションプランを策定することとしています。

アクションプランにおいては、基本計画の施策体系に沿って取り組む事業として、27事業を定めています。

【宮古市デジタル戦略推進基本計画（令和3年4月策定）】

項 目	内 容
計画期間	令和3年度～令和6年度
推進目標	デジタル技術を活用し、市民一人ひとりが安全で安心して気軽に行政サービスを利用できるようにするとともに、行政事務の簡素化、効率化の実現を図る。
基本施策1 ・推進項目	市民サービスの向上 ① 行政手続のオンライン化 ② マイナンバーカードの普及 ③ デジタルデバイド（情報格差）の解消 ④ A I 等サービスの導入 ⑤ オープンデータの推進 ⑥ キャッシュレス決済の導入
基本施策2 ・推進項目	庁内運営の効率化 ① 情報システムの標準化・共通化・クラウド化 ② I C Tを活用した業務改善 ③ 行政事務のデジタル化 ④ テレワーク等の新たな働き方の推進 ⑤ デジタル社会に対応するための人材育成

【宮古市デジタル戦略推進アクションプラン（令和３年12月策定）】

項 目		内 容
計画期間		令和３年度～令和６年度
市民サービスの向上	行政手続のオンライン化	①オンライン申請の導入 ②公共施設のオンライン予約の導入
	マイナンバーカードの普及	③マイナンバーカードの申請サポート ④マイナンバーカードを活用したサービスの周知 ⑤マイナンバーカードを活用した本市独自サービスの導入
	デジタルデバイス（情報格差）の解消	⑥デジタル相談窓口の設置 ⑦デジタル講座の開催 ⑧デジタル活用支援体制の構築 ⑨児童・生徒のＩＣＴ教育の強化
	A I 等サービスの導入	⑩A I 等を活用した市民サービスの導入
	オープンデータの推進	⑪オープンデータの推進 ⑫オープンデータの活用促進
	キャッシュレス決済の導入	⑬市税等へのキャッシュレス決済導入 ⑭各種手数料・使用料等へのキャッシュレス決済の導入 ⑮市内のキャッシュレス決済の導入促進
庁内運営の効率化	情報システムの標準化・共通化・クラウド化	⑯情報システムの標準化・共通化・クラウド化
	ＩＣＴを活用した業務改善	⑰A I ・R P Aの導入 ⑱庁内照会等へのデジタルツールの導入
	行政事務のデジタル化	⑲各種会議のペーパーレス化 ⑳書面、押印、対面規制の見直し ㉑電子決裁の導入 ㉒入札の電子化 ㉓新庁内L A Nシステムの構築
	テレワーク等の新たな働き方の推進	㉔テレワークの導入
	デジタル社会に対応するための人材育成	㉕新採用職員研修の実施 ㉖一般職員研修（基礎・応用）の実施 ㉗管理職員へのＩＣＴ研修の実施

(2) アクションプランに基づく取組状況

アクションプランにおいては、事業ごとに具体的な取組内容を定めるとともに、目標指標と目標値を定めています。

アクションプランで定めた27事業の取組状況、目標の達成状況（令和6年度末見込）は、以下のとおりです。

【基本施策1：市民サービスの向上】

※令和6年度末見込

No.	取組状況、目標の達成状況					
①	事業名	オンライン申請の導入				
	目標指標	オンライン申請の導入手続数				
	目標値	27件	見込	30件	達成率	100%
	取組状況	・オンライン申請ツール（LoGoフォーム）を導入 R4.10.1 ・公式LINEアカウントに電子申請メニューを設定 R4.10.3 ・オンライン申請ツールにオプション機能を追加 R5.10.1（公的個人認証、双方向通信、ぴったりサービス連携） ・オンライン申請を順次導入 - R4.10.1 電子図書館利用申請 - R4.10.3 道路損傷等通報サービス - R5.2.6 引越しワンストップサービス（ぴったりサービス） - R5.3.27 優先手続（子育て・介護）26手続（ぴったりサービス） - R6.2.1 水道開閉栓手続				
②	事業名	公共施設のオンライン予約の導入				
	目標指標	オンライン予約の導入施設数				
	目標値	10件	見込	15件	達成率	100%
	取組状況	・施設予約システムの利用開始 R6.2.1 市民交流センター、中央公民館分館、千徳公民館、千徳地区体育館、山口公民館、新里生涯学習センター、地域創生センター、市民文化会館、市民総合体育館、小山田テニスコート、宮古運動公園（東北ヒロセ野球場、東北ヒロセ陸上競技場）、田老野球場、新里健康増進施設、へいがわ老木公園、野外活動センター				
③	事業名	マイナンバーカードの申請サポート				
	目標指標	マイナンバーカード交付率				
	目標値	100%	見込	80.0%	達成率	80.0%
	取組状況	・顔写真無料撮影等の窓口申請サポート R4.7～ ・企業向け、地域向けの出張申請サポート R4.9～ ・夜間休日カード交付日に合わせたカードの申請受付 R4.9～ ・キャリアショップと連携した手ぶら申請受付 R4.7～R5.3				

No.	取組状況、目標の達成状況					
④	事業名	マイナンバーカードを活用したサービスの周知				
	目標指標	周知媒体数				
	目標値	5 媒体	見込	6 媒体	達成率	100%
	取組状況	・各媒体によりマイナンバーカードの活用方法を周知 周知媒体 ホームページ、広報、Facebook、X(旧Twitter) コミュニティFM、LINE 活用方法 身分証明書、確定申告、コンビニ交付 保険証利用、公金受取口座登録 新型コロナワクチン接種証明書取得 マイナポイント				
⑤	事業名	マイナンバーカードを活用した本市独自サービスの導入				
	目標指標	独自事業数				
	目標値	3 件	見込	1 件	達成率	33.3%
	取組状況	・コンビニ交付 H29.2.1 サービス開始 ・オンライン申請の本人確認手段としてマイナンバーカードの活用を検討				
⑥	事業名	デジタル相談窓口の設置				
	目標指標	窓口設置数				
	目標値	4 箇所	見込	4 箇所	達成率	100%
	取組状況	・市役所、各総合事務所にデジタル相談窓口を設置 R4.12.1				
⑦	事業名	デジタル講座の開催				
	目標指標	1 年間に実施する講座数				
	目標値	12回	見込	30回	達成率	100%
	取組状況	・地域創生センター ゼロからのスマホ講座、パソコン講座 ・新里生涯学習センター パソコン講座 ・図書館 電子図書館使い方講座 ・キャリアショップ等との連携 初めてのスマホ教室				
⑧	事業名	デジタル活用支援体制の構築				
	目標指標	連携キャリア数				
	目標値	3 団体	見込	3 団体	達成率	100%
	取組状況	・スマホ教室の開催 ソフトバンク、一般社団法人トナリノ ・マイナポイント申請サポート ドコモ、ソフトバンク ・マイナンバーカード手ぶら申請 ドコモ、ソフトバンク、a u				

No.	取組状況、目標の達成状況					
⑨	事業名	児童・生徒のＩＣＴ教育の強化				
	目標指標	ＩＣＴ教育授業時間年間目標の達成率				
	目標値	100%	見込	100%	達成率	100%
	取組状況	・デジタルツールを導入し、授業に活用 - R3 学習用ソフト、デジタル教科書 - R5 デジタルドリル - R6 新聞活用支援ツール（＋日報） ・全学校で目標授業時間の週１～２コマの授業を実施 ・情報教育研修会を開催				
⑩	事業名	ＡＩ等を活用した市民サービスの導入				
	目標指標	ＡＩ等サービス導入数				
	目標値	1件	見込	4件	達成率	100%
	取組状況	・公式LINEアカウントにチャットボット機能（KANAMETO）を導入し、市民ポータル化 R4.10.3 ・電子図書館サービス開始 R4.10.1 ・地域プロモーションWebサイト「宮古市いいイロ百貨」開設 R5.3.7 ・災害資料アーカイブWebサイト「みやこあす」開設 R5.3.31				
⑪	事業名	オープンデータの推進				
	目標指標	オープンデータの公開数				
	目標値	14件	見込	14件	達成率	100%
	取組状況	・市ホームページ（オープンデータサイト）にデータを公開 R5.12.7 ①オープンデータ一覧、②公共施設一覧、③文化財一覧 ④指定緊急避難場所一覧、⑤地域・年齢別人口 ⑥子育て施設一覧、⑦公衆無線LANアクセスポイント一覧 ⑧AED設置個所一覧、⑨介護サービス事業所一覧 ⑩医療機関一覧、⑪観光施設一覧、⑫イベント一覧 ⑬公衆トイレ一覧、⑭消防水利施設一覧				
⑫	事業名	オープンデータの活用促進				
	目標指標	オープンデータ活用団体数				
	目標値	1団体	見込	1団体	達成率	100%
	取組状況	・岩手県オープンデータポータルサイトに情報掲載 R6.7.30 ・みやこiマップへの情報掲載について検討				

No.	取組状況、目標の達成状況					
⑬	事業名	市税等へのキャッシュレス決済導入				
	目標指標	キャッシュレス決済導入件数				
	目標値	7件	見込	19件	達成率	100%
	取組状況	・QRコード（スマホ決済アプリ）納付を導入 R3.4.1 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 上下水道使用料（5件） ・クレジットカード納付を導入 R4.5.2 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 ・QRコード（スマホ決済アプリ）納付を拡大 R5.4.1 後期高齢者医療保険料、墓地管理手数料、保育料 へき地保育所使用料、児童館使用料、学童の家使用料 介護保険料、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料 災害公営住宅使用料、災害公営駐車場使用料 定住化促進住宅使用料、川井テレビ使用料 学校給食費（14件） ・クレジットカード納付を拡大 R6.1.15 児童館使用料、学童の家使用料				
⑭	事業名	各種手数料、使用料等へのキャッシュレス決済導入				
	目標指標	キャッシュレス決済導入件数				
	目標値	11件	見込	5件	達成率	45.5%
	取組状況	・クレジットカード、電子マネー、QRコード納付を導入 総合窓口手数料（住民票の交付等の手数料） R4.1.4 休日急患診療所、田老診療所、新里診療所、川井診療所の診療 費等 R6年度 ・施設予約システム導入施設へのキャッシュレス決済導入について 再検討（使用料が免除となるケースが多いため必要性を見極めな がら進める）				
⑮	事業名	市内のキャッシュレス決済の導入促進				
	目標指標	市内商店等のキャッシュレス決済導入率				
	目標値	40%	見込	29.8%	達成率	74.5%
	取組状況	・キャッシュレス決済事業者から情報収集 ・キャッシュレス決済の導入促進策について検討				

【基本施策２：庁内運営の効率化】

※令和６年度末見込

No.	取組状況、目標の達成状況					
⑬	事業名	情報システムの標準化・共通化・クラウド化				
	目標指標	標準システムの導入数				
	目標値	15件	見込	1件	達成率	6.7%
	取組状況	・標準システムに移行 1件 国民健康保険システム R3.10.1 ・Fit&Gap分析（現行システムとの差異の分析）を実施 16件 住民基本台帳システム、固定資産税システム 個人住民税システム、法人住民税システム 軽自動車税システム、障害者福祉システム 就学システム、介護保険システム 選挙人名簿管理システム、国民年金システム 後期高齢者医療システム、児童手当システム 健康管理システム、児童扶養手当システム 子ども子育て支援システム、生活保護システム ・標準化対象システムの追加 3件 戸籍システム、戸籍の附票システム、印鑑登録システム ・システム標準化の実施年度を令和７年度に変更				
⑭	事業名	A I ・ R P A の導入				
	目標指標	A I ・ R P A の導入件数				
	目標値	1件	見込	3件	達成率	100%
	取組状況	・AI-OCR（BizRobo!OCR）、RPA（BizRobo!mini）を導入 R6.1.1 ・生成A I の利活用ガイドラインを策定 R6.9.6				
⑮	事業名	庁内照会等へのデジタルツールの導入				
	目標指標	デジタルツール導入件数				
	目標値	1件	見込	4件	達成率	100%
	取組状況	・庁内照会ツール（LoGoフォーム）を導入 R4.10.1 ・音声文字起こしツール（ログミーツ）を導入 R5.4.1 ・Web版住宅地図（ゼンリン住宅地図forWeb）を導入 R5.11.1 ・業務用チャットツール（LoGoチャット）を導入 R6.4.1				
⑯	事業名	各種会議のペーパーレス化				
	目標指標	庁内会議のペーパーレス化の割合				
	目標値	100%	見込	80.0%	達成率	80.0%
	取組状況	・各種会議のペーパーレス化ガイドラインを策定 R5.3.1				

No.	取組状況、目標の達成状況					
⑳	事業名	書面、押印、対面規制の見直し				
	目標指標	押印を廃止した件数				
	目標値	1,205件	見込	1,186件	達成率	98.4%
	取組状況	・ 条例、規則、要綱の改正による押印廃止 条例：7件、規則：518件、要綱：661件 未改正 … 要綱：19件 ※目標値は精査後の件数。				
㉑	事業名	電子決裁の導入				
	目標指標	財務会計伝票、起案文書の電子決裁の割合				
	目標値	100%	見込	100%	達成率	100%
	取組状況	・ 電子決裁システムを導入 R7.1.1				
㉒	事業名	入札の電子化				
	目標指標	入札参加資格審査申請手続の電子化				
	目標値	100%	見込	0%	達成率	0%
	取組状況	・ 資格申請受付システムの共同利用による導入について、岩手県及び県内未導入自治体と意見交換				
㉓	事業名	新庁内LANシステムの構築				
	目標指標	新庁内LANシステムの構築				
	目標値	構築完了	見込	構築完了	達成率	100%
	取組状況	・ 新庁内LANシステムの構築 構築期間：R6.3.15～R6.12.31 賃貸借期間：R7.1.1～R11.12.31 ・ ホームページ作成管理システム（CMS）の更新 R7.1.1				
㉔	事業名	テレワークの導入				
	目標指標	テレワークを実施した職員数の割合				
	目標値	100%	見込	40.0%	達成率	40.0%
	取組状況	・ 職員のテレワークに関するガイドラインを策定 R5.3.1				

No.	取組状況、目標の達成状況					
②⑤	事業名	新採用職員研修の実施				
	目標指標	受講者アンケートにおける達成度				
	目標値	100%	見込	100%	達成率	100%
	取組状況	・新採用職員研修を実施 市の取組状況の説明 デジタルツールの基本的操作の実習				
②⑥	事業名	一般職員研修（基礎・応用）の実施				
	目標指標	基礎編受講済み職員の割合				
	目標値	100%	見込	50.0%	達成率	50.0%
	取組状況	・職員研修（基礎編）を実施 デジタルツールの基本的操作の実習 ・職員研修（応用編）を実施 デジタルツールの実践的活用方法の実習				
②⑦	事業名	管理職員へのICT研修の実施				
	目標指標	受講済み職員の割合				
	目標値	100%	見込	100%	達成率	100%
	取組状況	・管理職員研修を実施 DX推進の意識醸成				

(3) 手続アセスメントの結果

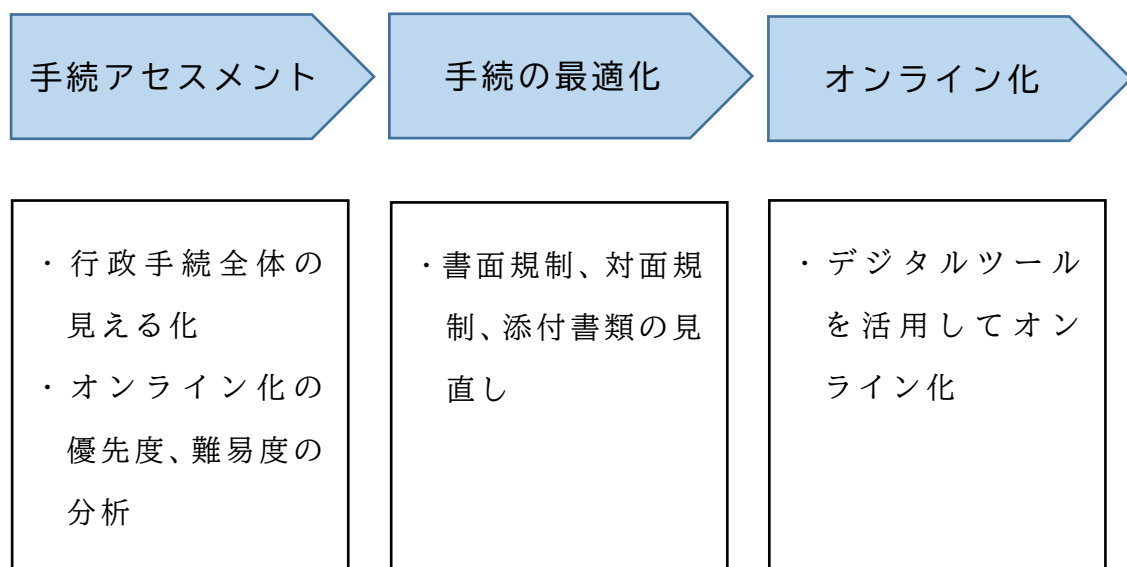
市への申請、届出等の行政手続のオンライン化を図るためには、書面、押印、対面規制の見直しや、添付書類の見直しを併せて行う必要があります。

本市では、これまで、押印廃止に取り組むとともに、行政手続のオンライン化を可能とする宮古市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和5年宮古市条例第19号、令和5年11月1日施行）を制定し、行政手続のオンライン化を進めてまいりました。

この取組をさらに進めるため、令和5年度に全ての手続を対象とした手続アセスメントを実施し、その結果、2,065種類の手続の、手続件数、書面規制、対面規制、添付書類の状況などが明らかとなりました。

この調査結果を踏まえて、手続件数が多いなど優先度の高いものから書面規制、対面規制、添付書類の見直し（手続の最適化）を行い、その上で、手続のオンライン化を進める必要があります。

【行政手続のオンライン化までの流れ】

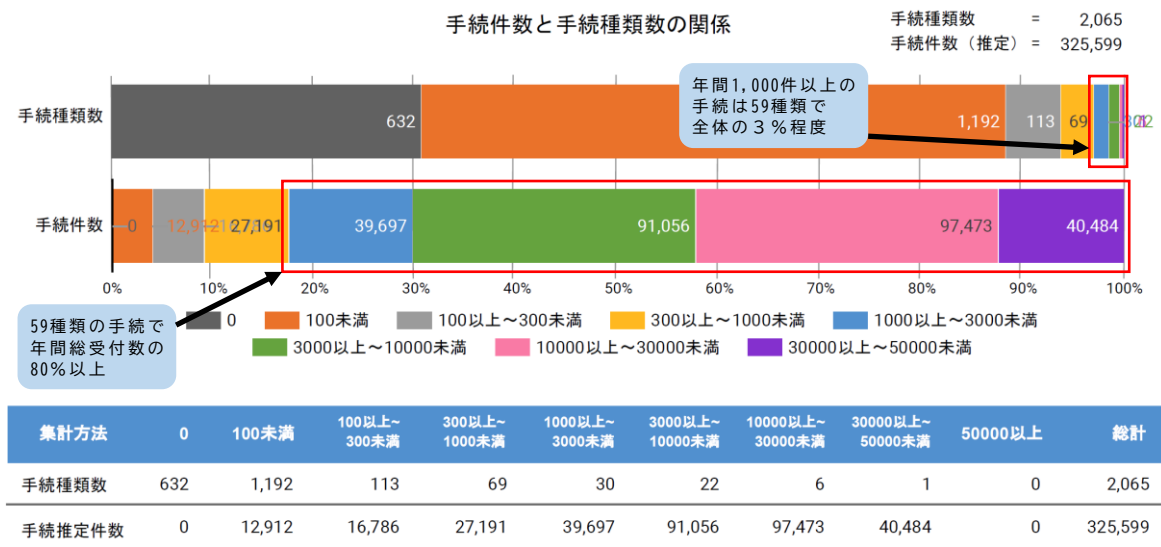


【手続アセスメント 結果概要】

1 手続種類数と手続件数

- ・ 手続種類数 2,065種類
- ・ 手続件数 325,599件（年間総受付数の概数）
- ・ 手続の見直しやオンライン化を優先的に進めるべき手続

手続件数1,000件以上の59種類の手続とそれに関連する手続



COPYRIGHT(C) ASUKOE Partners Inc. ALL RIGHTS RESERVED.

2 書面規制、対面規制、添付書類の状況

区分	調査結果	取組の方向
書面規制	・ 2,065種類中、1,722種類の手続で書面での提出を必要としている ・ その内340種類は書面での提出を求める根拠がない	・ 紙での管理を前提としない業務フローへの見直し
対面規制	・ 2,065種類中、999種類の手続で対面での受付を必要としている ・ その内774種類は対面での受付を求める根拠がない	・ 対面を必要としている要因を分析し、業務フローを見直し
添付書類	・ 2,065種類中、1,398種類の手続で添付書類を必要としている ・ その内228種類は添付書類を求める根拠がない	・ 本当に必要な書類が見直し ・ マイナンバー情報連携での情報取得への見直し

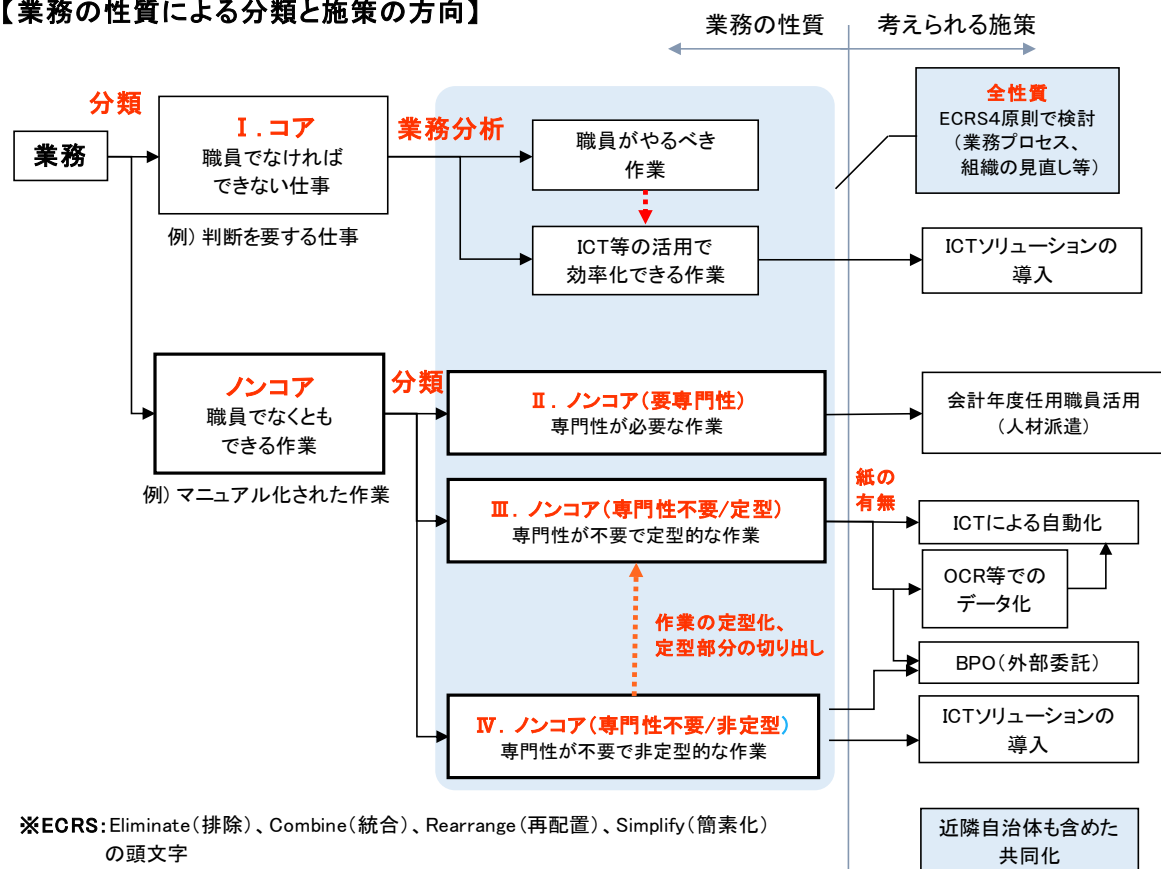
(4) 全庁業務量調査の結果

行政サービスや行政事務のデジタル化を図るためには、これまでの業務プロセスにまで踏み込んだ業務改革（BPR）を実施し、エンドツーエンドのデジタル化を目標として取り組む必要があります。

本市では、業務改革（BPR）を推進するため、令和4年度に業務の年間作業時間や業務のプロセスが見える化する全庁業務量調査を実施し、その結果、職員でなくともできるノンコア業務が約7割を占めていること、年間作業時間が人口10万人以上の都市と同等の業務量となっていることなどが明らかとなりました。

これらの課題に対応するため、個別の業務ごとに調査結果を分析し、業務プロセスの見直しやアウトソーシングなどにより業務の最適化を図るとともに、デジタル技術の活用と組み合わせて、市民サービスの向上や庁内運営の効率化に取り組む必要があります。

【業務の性質による分類と施策の方向】



【全庁業務量調査 結果概要】

1 業務性質分析

- ・全庁業務量調査は、B P R プロセス10段階の第1段階



※ As-Is：現状

- ・本市における業務性質の分類 コア業務31.1%、ノンコア業務68.9%
うちⅢ.ノンコア業務（専門性不要・定型業務） 32.0%

コア・ノンコア区分	年間作業時間			割合
	正規職員	非正規職員	合計	
I. コア業務 正規職員のみ可	513,706時間	0時間	513,706時間	31.1%
II. ノンコア業務 要専門性	170,584時間	172,889時間	343,472時間	20.8%
III. ノンコア業務 専門性不要、定型	284,575時間	245,440時間	530,015時間	32.0%
IV. ノンコア業務 専門性不要、非定型	164,850時間	101,820時間	266,669時間	16.1%
合計	1,133,715時間	520,149時間	1,653,863時間	100%

※コア業務：職員でなければならない業務

※ノンコア業務：職員でなくてもできる業務

アウトソーシング、デジタル化
など、業務の担い手の見直しを
最優先すべきもの

2 特性分析

- ・ノンコア割合が高く、かつ、正規職員ノンコア割合が高い場合は、優先的に担い手の変更を検討する必要あり。
- ・宮古市の年間作業時間は、1,653,863時間。10万人以上の都市と同等の業務量という結果。
- ・宮古市は、「資料等作成、編集」事務に要する作業割合が29.3%と高い。
- ・「資料等作成、編集」作業時間は、同規模自治体の約3倍。
⇒宮古市：32,695時間、同規模自治体：10,927時間
- ・「調査・検討・協議」、「周知・連絡・案内」作業時間も、同規模自治体より多い。

(5) 第1期基本計画、アクションプランの評価

第1期計画期間においては、基本計画で定めた「市民サービスの向上」と「庁内運営の効率化」という二つの基本施策のもと、アクションプランで定めた27事業の計画に基づいて取組を進めてまいりました。

目標達成率（平均値）は、令和6年度末見込で81.8%となっており、市民サービスにおけるオンライン申請やオンライン施設予約の導入、庁内運営におけるA I、R P A等デジタルツールの導入など、デジタル技術の導入は概ね計画どおり進んでいます。

一方で、手続アセスメントや全庁業務量調査の実施により、行政手続や庁内運営の課題が明らかとなっており、今後、業務プロセスの見直しをはじめとした業務改革（B P R）の推進と、導入したデジタル技術の一層の活用拡大が求められます。

【目標の達成状況】

※令和6年度末見込

区 分	実施 事業数	目標達成 事業数	目標達成率 (平均値)
市民サービスの向上	15事業	11事業	88.9%
庁内運営の効率化	12事業	6事業	72.9%
全 体	27事業	17事業	81.8%

※目標達成率（平均値）：27事業それぞれの目標達成率の平均値

【主な取組内容】

区 分	主な取組内容
市民サービスの向上	・オンライン申請、オンライン施設予約の導入 ・マイナンバーカード申請サポートの開始 ・I C T教育用デジタルツールの導入 ・公式LINEアカウントの市民ポータル化 ・公金へのキャッシュレス決済の導入 ・手続アセスメントの実施
庁内運営の効率化	・A I、R P A等デジタルツールの導入 ・行政事務のデジタル化（各種会議のペーパーレス化、押印廃止、電子決裁の導入） ・テレワークの導入 ・全庁業務量調査の実施

第3章 デジタル化施策の方向

本章では、デジタル化施策の方向として、推進目標、基本施策、推進項目を定めます。

推進目標及び基本施策については、一貫した方針で取組を継続する観点から、第1期基本計画の内容を継承します。推進項目については、国の方針や本市の現状と課題を踏まえ、下記のとおり定めます。

推 進 目 標

デジタル技術を活用し、市民一人ひとりが安全で安心して気軽に行政サービスを利用できるようにするとともに、行政事務の簡素化、効率化の実現を図る。

◆基本施策1 市民サービスの向上

本市が担う行政サービスについて、デジタル技術を活用して、市民の利便性の向上を図ります。

- ① 行政手続のオンライン化
- ② マイナンバーカードの普及
- ③ デジタルデバイド（情報格差）の解消
- ④ デジタルサービス実装の取組の推進
- ⑤ オープンデータの推進

◆基本施策2 庁内運営の効率化

デジタル技術の活用による業務効率化を図り、行政サービスの更なる向上につなげます。

- ① 業務改革（BPR）の推進
- ② 行政事務の電子化
- ③ 情報システムの標準化・共通化
- ④ テレワークの推進
- ⑤ デジタル人材の育成・確保

第4章 デジタル戦略推進項目

本章では、前章に掲げた各推進項目について、現状と課題を整理し、具体的な取組の方向を示す「推進方針」を定めます。

1 市民サービスの向上

(1) 行政手続のオンライン化

<現状と課題>

- 本市では、令和4年度にオンライン申請ツールを導入し、一部の手続でオンライン申請が可能となっています。また、令和5年度に施設予約システムを導入し、広く市民に利用されている施設において、オンライン施設予約が可能となっています。
- 本市の手続の実態を把握するため令和5年度に手続アセスメントを実施し、施設予約を含む2,065種類の手続について、書面規制、対面規制、添付書類に関する課題が明らかとなっています。
- 手続のオンライン化を進める上では、これまでに取り組んだ押印廃止に加え、書面規制、対面規制、添付書類の見直しを行い、手続の最適化を図る必要があります。
- 住民の利便性を向上させるためには、行政手続におけるデジタル3原則（①デジタル・ファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ）に則ったオンライン化を進める必要があります。

<推進方針>

- 施設予約を含む2,065種類の手続について、手続アセスメントの結果を踏まえ、書面規制、対面規制、添付書類の見直しを行い、行政手続の最適化を図ります。
- オンライン申請ツール、施設予約システムを活用し、デジタル3原則に則った行政手続のオンライン化を推進します。

【オンライン申請・オンライン施設予約のイメージ】

パソコン・スマホで 24 時間 365 日
「オンライン申請・公共施設予約」を可能に！

提供元：(株)トラストバンク

オンライン申請

LoGoフォーム 

- ガイドに従って入力

メールアドレスを設定すると、受付完了メールが申請者に届く。URLから申請の処理状況の確認も可能。

LoGoフォーム 

- 24時間365日いつでも申請
- 全国どこからでも申請
- 申請者はメールにて受理確認可能

申請者（住民）はいつでもどこからでも申請でき、管理者（職員）はミスの少ない申請をデータで受け取ることができる。

Private and CONFIDENTIAL. TRUSTBANK, Inc. all rights reserved.

入力フォーム

1 2 3

下記のフォームにご入力をお願いします。

図書館の利用者カードをお持ちですか？ **必須**

☐ 持っている

☐ 持っていない

利用申請にあたり、あてはまるものを1つ選択してください。

※宮古市在住の方で、宮古市内に在勤・在学している方は「宮古市

15:05 5G 61%

マイページ ログアウト

宮古市公共施設予約システム

施設の空き状況：【デジタル推進課】

施設の空き状況 期間の空き状況 目的で検索

2024(令和 6)年1月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

会館一覧

イーストピアみやこ(宮古市市民交流センター)

中央公民館分館

千徳公民館・千徳地区体育館

公共施設予約

提供元：(株)パストラーレ



システムに
利用者登録



空き状況を見ながら、
そのまま施設を予約。
(備品の予約も可能。)

(2) マイナンバーカードの普及

<現状と課題>

- 本市のマイナンバーカード保有率は、令和6年3月末時点で71.8%となっています。
- 本市では、マイナンバーカードを取得しやすい環境づくりとして、顔写真無料撮影等の申請サポート、夜間・休日のカード交付等を行っています。

実施内容	実施場所
顔写真無料撮影等の窓口申請サポート	市役所 各総合事務所
企業向け・地域向けの出張申請サポート	企業の事務所 地域の集会所等
夜間・休日のカード交付、申請サポート	市役所

- マイナンバーカードは、健康保険証等各種カードとの一体化や、オンライン手続での本人確認手段としての利用など、利活用シーンが拡大しています。
- 本市のマイナンバーカード保有率は、全国平均（73.5%）と比べてやや低い状況となっており、継続的な普及促進の取組が必要です。

<推進方針>

- マイナンバーカードの普及を促進するため、マイナンバーカードの申請サポートを実施するとともに、マイナンバーカードの利便性を市民に広く周知します。
- 利便性の向上を図るため、マイナンバーカードを活用した新サービスの検討を行います。

【マイナンバーカードの申請サポート】



申請サポート端末（マイナ・アシスト2）による顔写真の無料撮影の様子

© DNP ID system Co., Ltd.

【マイナンバーカードの利便性の周知】

**マイナンバーカード
持つなら今！**

マイナンバーカードを持っていると、全国のコンビニで証明書などが取れます！また、健康保険証としても利用できて、専用のアプリがあれば新型コロナウイルスの接種証明書も取得できるなどのメリットもあります！皆さんも、ぜひマイナンバーカードを作って活用しましょう！

土・日・祝日でも、お近くのコンビニで証明書が取れる！

該当するコンビニ（ローソン、ファミリーマート、セブンイレブンのマルチコピー機で、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書などが取得できます。

医療機関などで健康保険証として利用できる！

医療機関窓口にある機械にマイナンバーカードを通すだけ。7月3日時点で、宮古病院など市内の25の医療機関で利用できます。

電子版コロナワクチン接種証明書を取得できる！

スマートフォンで専用アプリをダウンロードし、マイナンバーカードを読み取って取得。同証明書は、各種旅行プラン（いれて旅応援プロジェクトなど）で活用できます。

公的な身分証明書になるほか、オンライン申請が便利！

マイナンバーの提示と本人確認が必要な場合、1枚で済みます。また、オンラインで確定申告などが自宅から簡単にできます。

今後もメリットが続々増えていきますよ！

（出展）広報みやこ令和4年8月1日号

(3) デジタルデバイド（情報格差）の解消

<現状と課題>

- 行政サービスのデジタル化に当たっては、地理的な制約、年齢、身体的な条件、経済的理由などにかかわらず、全ての住民がデジタル化の恩恵を享受できる環境の整備が求められます。
- インターネットの利用が拡大する一方で、高齢者層においては、年齢層が上がるにつれて利用率が低い傾向にあります。令和5年版情報通信白書（総務省）によれば、2022年の年齢階層別インターネット利用率は、60～69歳が86.8%、70～79歳が65.5%、80歳以上が33.2%となっています。
- 本市では、ブロードバンドゼロ地域^{※25}の解消、携帯電話不感エリアの解消に取り組み、ほぼ全ての居住地で、ブロードバンド、携帯電話が利用できる環境となっています。
- デジタルデバイドを解消し、市のデジタルサービスの利用を促進するためには、インターネットの利用率が低い高齢者層のデジタルリテラシー^{※26}の向上や、早い段階でデジタルリテラシーを身に着けることができる児童・生徒のICT教育の推進が必要です。

<推進方針>

- 市民のデジタルリテラシーの向上を図るため、スマートフォンやインターネットをこれから利用しようとする方を対象とした講座や、市のデジタルサービスの使い方に不安を抱えている方を対象とした講座を開催します。
- GIGAスクール構想^{※27}の実現に向けて整備したデジタルツールを活用し、児童・生徒のICT教育を推進するとともに、教員の質の向上を図ります。

※25 ブロードバンドゼロ地域：高速通信回線（光回線）が利用できない地域。

※26 デジタルリテラシー：デジタル技術に関して十分な理解を持ち、デジタル技術を安全かつ効果的に活用していく力。

※27 GIGAスクール構想：多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現しようとする文部科学省の取組。GIGAは、Global and Innovation Gateway for Allの略。

【デジタル講座の開催】

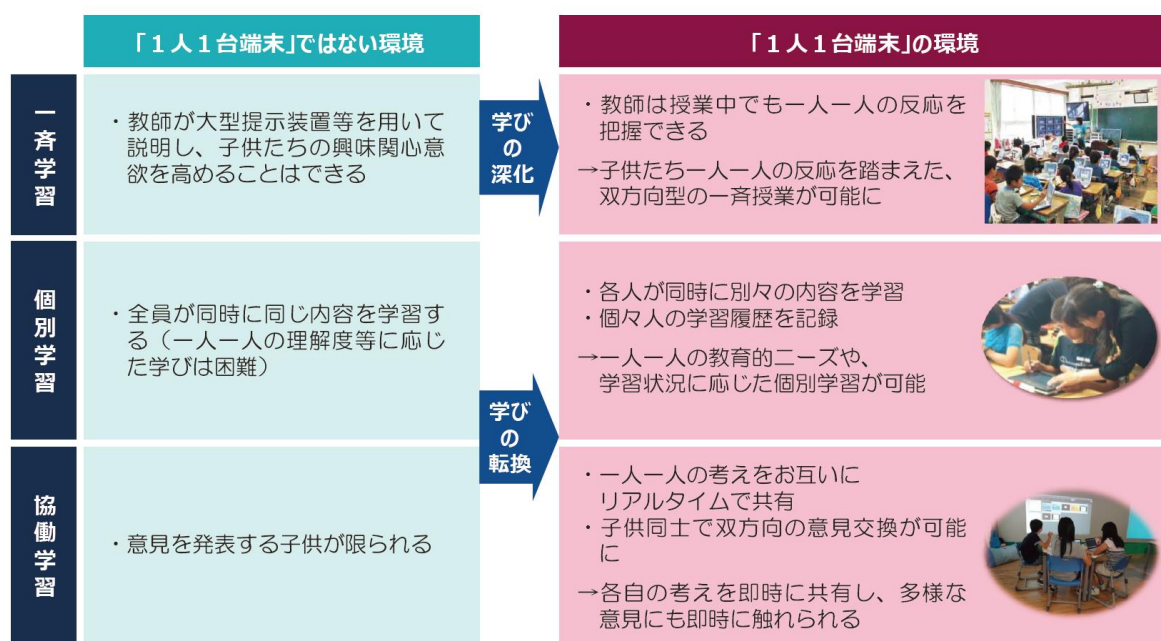


イーストピアみやこでの
デジタル講座開催の様子

令和6年9月19日「楽しい！簡単スマホ教室」

（総務省令和5年度補正予算デジタル活用支援推進事業）

【GIGAスクール構想で実現する環境】



（出展）GIGAスクール構想の実現へ（文部科学省作成）

(4) デジタルサービス実装の取組の推進

<現状と課題>

- 国は、デジタル田園都市国家構想を掲げ、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指しています。
- 地方においては、それぞれが抱える社会課題の解決を図るため、デジタル技術を活用しつつ、地方活性化の取組を果敢に推進することが求められています。
- 本市においては、市が取り扱う市税や窓口手数料などの公金について、キャッシュレス決済の導入を進めています。また、公式LINEアカウントにチャットボット※²⁸機能を導入し、市民からの問い合わせやオンライン申請の入口となる市民ポータルとして活用しています。
- 全国では、行政サービス分野のほか、教育、医療、福祉、子育て、産業振興、防災など様々な分野でデジタル技術の活用が進んでおり、本市においても、それぞれの分野で抱える課題の解決を図るため、デジタル技術の積極的な活用が求められます。

<推進方針>

- 市が取り扱う公金へのキャッシュレス決済導入を推進し、クレジットカード、電子マネー、QRコードなど多様な決済方法への対応を図ります。
- 公式LINEアカウントの市民ポータル化など行政サービス分野のほか、教育、医療、福祉、子育て、産業振興、防災など様々な分野においてデジタル技術の活用を推進し、それぞれの分野で抱える課題の解決を図ります。

※28 チャットボット：「Chat（チャット）」と「robot（ロボット）」を組み合わせた造語。入力した質問に対して自動的に応答するプログラムのこと。メニューボタンと応答メッセージを組み合わせる必要な情報に誘導する疑似的なチャットボットもある。

【デジタルサービスの実装】



窓口手数料へのキャッシュレス決済導入

公式 LINE アカウントへの
チャットボット機能導入
(市民ポータル化)



【地方公共団体区分別のサービス実装の傾向（上位項目）】

- ◆都道府県による申請では、市区や町村と比較して、産業振興や教育、文化に関する事業が比較的多い
- ◆市区では「オンライン申請」が、町村では交通や農林水産、インフラメンテナンスに関する事業が多い傾向

都道府県（採択事業数：138件）			市区（採択事業数：576件）			町村（採択事業数：140件）		
#	実装サービス	採択事業数	#	実装サービス	採択事業数	#	実装サービス	採択事業数
1	住民等向けポータル（例：LINE等による情報共有、相互コミュニケーション等）	15	1	オンライン申請	57	1	住民等向けポータル（例：LINE等による情報共有、相互コミュニケーション等）	23
2	オンライン申請	12	2	窓口入力支援システム	49	2	オンデマンド交通システム	9
3	スマート農業（例：農業IoTセンサー、ロボットトラクター、アシストスーツ等）	9	2	住民等向けポータル（例：LINE等による情報共有、相互コミュニケーション等）	49	3	窓口入力支援システム	8
3	中小企業へのデジタルツール導入、DX支援	9	4	コンビニ交付	32	3	GIS活用によるインフラ情報のデジタル化／オープンデータ化	8
5	リモートでの窓口対応（例：AIチャットボット導入等）	6	5	リモートでの窓口対応（例：AIチャットボット導入等）	23	5	コンビニ交付	7
5	オンライン学習環境整備（例：タブレット導入、デジタル教材の整備等）	6	5	公共施設利便性向上（例：予約システム・スマートロックの導入等）	23	6	スマート農業（例：農業IoTセンサー、ロボットトラクター、アシストスーツ等）	6
5	デジタルミュージアム	6	7	キャッシュレス導入	21	6	鳥獣害対策	6
5	運転免許認知機能検査のデジタル化	6	7	GIS活用によるインフラ情報のデジタル化／オープンデータ化	21	8	センサー／カメラ／ドローンの活用によるインフラ整備・監視	5
5	センサー／カメラ／ドローンの活用による災害・防犯対策	6	9	オンデマンド交通システム	18	9	公共施設利便性向上（例：予約システム・スマートロックの導入等）	4
10	キャッシュレス導入	5	10	病院・保育所等業務のデジタル化	14	9	オンライン学習環境整備（例：タブレット導入、デジタル教材の整備等）	4
10	オンライン診療・服薬指導	5				9	遠隔合同授業の環境整備	4
10	スマート林業（例：森林クラウドシステム等）	5				9	母子健康手帳アプリ（例：母子健康管理システム）	4
						9	自動運転や物流配送（ドローン／ロボットの活用）に係るインフラ整備	4

（出展） R 3 補正デジタル田園都市国家構想推進交付金デジタル実装タイプ T Y P E 1 採択事例集（内閣府作成）

(5) オープンデータの推進

<現状と課題>

○国は、オープンデータ基本指針（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定、令和3年6月15日改正）において、オープンデータの意義を示しています。

<オープンデータの意義>

①国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化

広範な主体による公共データの活用により、多様なサービスの提供、官民協働による公共サービスの改善等が実現し、諸課題の解決につながる。

また、多様な新サービスやビジネスの創出等が促され、経済活性化にもつながる。

②行政の高度化・効率化

証拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence Based Policy Making）が行われることで、効果的かつ効率的な行政の推進につながる。

③透明性・信頼の向上

政策立案に用いられた公共データが公開されることで、行政の透明性、行政に対する国民の信頼が高まる。

○本市では、国が提示する自治体標準オープンデータセット^{※29}（旧推奨データセット）を参考として、オープンデータの取組を進めています。

○オープンデータの意義として示されている効果を得るためには、オープンデータの活用を見据えて、公開するデータの量と質の向上を図る必要があります。

<推進方針>

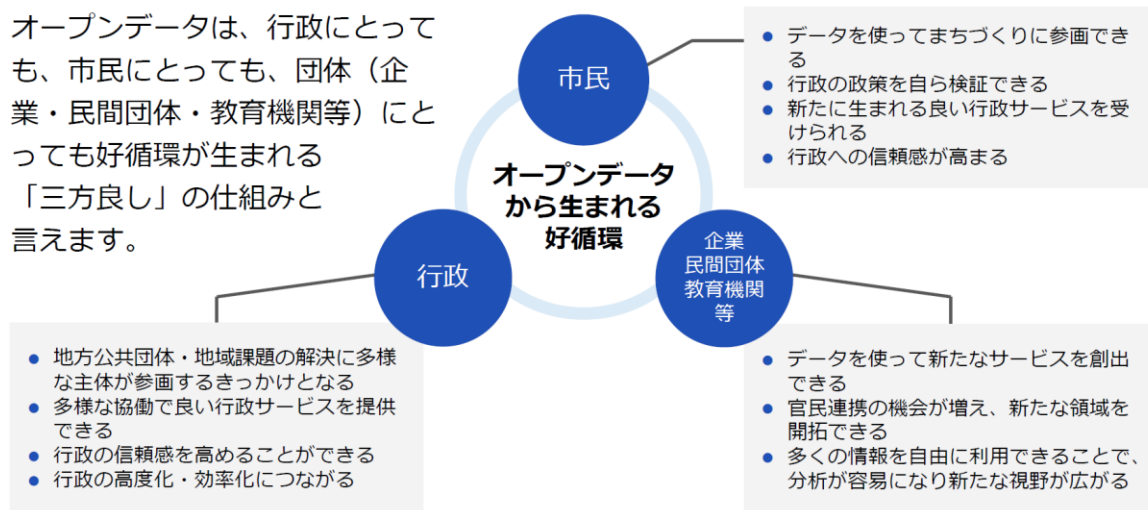
○オープンデータの活用を促進するため、自治体標準オープンデータセットに該当するデータその他の市保有データのオープンデータ化を推進するとともに、公開するデータの質の向上を図ります。

※29 自治体標準オープンデータセット：オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、公開するデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。

【オープンデータに取り組む意義】

オープンデータは「三方良し」の仕組み

オープンデータは、行政にとっても、市民にとっても、団体（企業・民間団体・教育機関等）にとっても好循環が生まれる「三方良し」の仕組みと言えます。



（出展）オープンデータ研修テキスト_初級編（デジタル庁作成）

【本市で公開中のオープンデータ】

データ名称	データ概要
オープンデータ一覧	宮古市の公開しているオープンデータの一覧
公共施設一覧	宮古市の公共施設の一覧
文化財一覧	宮古市の文化財の一覧
指定緊急避難場所一覧	宮古市の緊急時の避難先の一覧
地域・年齢別人口一覧	宮古市の人口の一覧を地域と年齢別でまとめたもの
子育て施設一覧	宮古市の子育て施設の一覧
公衆無線LANアクセスポイント一覧	宮古市の管理している施設に置かれている公衆無線LANの一覧
AED施設一覧	宮古市の設置しているAEDの設置個所の一覧
介護サービス事業所一覧	宮古市の介護サービス事業所の一覧
医療機関一覧	宮古市の医療機関の一覧
観光施設一覧	宮古市の管理している観光施設の一覧
イベント一覧	宮古市で開催しているイベントの一覧
公衆トイレ一覧	宮古市の公衆トイレの一覧
消防水利施設一覧	宮古市の消防水利施設の一覧

（令和6年度末見込）

2 庁内運営の効率化

(1) 業務改革（B P R）の推進

<現状と課題>

- 本市では、庁内照会ツール、音声文字起こしツール、A I、R P Aなどのデジタルツールを導入し、業務の効率化に取り組んでいます。
- 生成A Iに関しては、令和6年度に宮古市生成A Iの利活用ガイドラインを策定し、検討作業等において生成A Iを活用しています。
- 本市の業務の実態を把握するため令和4年度に全庁業務量調査を実施し、年間作業時間が10万人以上の都市と同等の業務量となっているという課題が明らかとなっています。
- 業務量の削減に関しては、令和5年度に宮古市B P R実施方針を定め、類似団体並みの業務量を目指すという目標を掲げています。
- 業務改革（B P R）を進める上では、部分的なデジタルツールの活用に留めることなく、業務プロセス全体の見直しを行い、業務の最適化を図ることが必要です。

<推進方針>

- 全庁業務量調査の結果を踏まえ、E C R Sの4原則^{※30}の視点と順序で業務プロセス全体の見直しを行い、業務の最適化を図ります。
- A I、R P Aなどのデジタルツールの全庁的な活用を推進し、業務の効率化を図ります。

※30 E C R Sの4原則：業務改善の検討・実施に関する視点と順序を表したもの。E C R S（イクルス）は、Eliminate（排除）、Combine（統合）、Rearrange（再配置）、Simplify（簡素化）の頭文字。

【宮古市BPR実施方針に掲げる目標】

成果目標

行政運営の抜本的な簡素化・効率化を推進

⇒新たな行政ニーズに対応する体制を維持し、職員のワークライフバランスの向上を図る。

具体的目標

R4全庁業務量調査の結果、特に改善を要する事務について、次のとおり目標設定

「資料等作成・編集」、「調整・検討・協議」、
「周知・連絡・案内」
…類似団体(B市)並みの業務量を目指す

作業分類	宮古市 (4.8万人)	A市 (4.9万人)	B市 (4.76万人)
資料等作成・編集	156,995	53,542	50,437
調整・検討・協議	43,756	28,195	17,055
周知・連絡・案内	23,817	14,269	8,996

「データ入力」…7割減を目指す

本市のデータ入力業務量…132,896h



紙使用減、ICT活用等により、39,868h へ

【E C R S（イクルス）の4原則】

改善の視点	改善の内容・改善例
Eliminate (排除)	やめられないか？ ・効果が低い事業をやめる ・慣例的に行っている必要性の低い作業をやめる
Combine (統合)	まとめられないか？ ・類似目的の事業を統合する ・各部署で行っている同一作業を担当課がまとめて行う
Rearrange (再配置)	手順、場所、人を替えられないか？ ・作業手順を見直し時間を短縮する ・集合研修をオンライン研修に切り替える ・業務を外部に委託する
Simplify (簡素化)	簡単にできないか？ ・マニュアルやテンプレートにより作業を標準化する ・デジタルツールにより作業を自動化する

効果：高

上から順番に検討していく

効果：低

(2) 行政事務の電子化

<現状と課題>

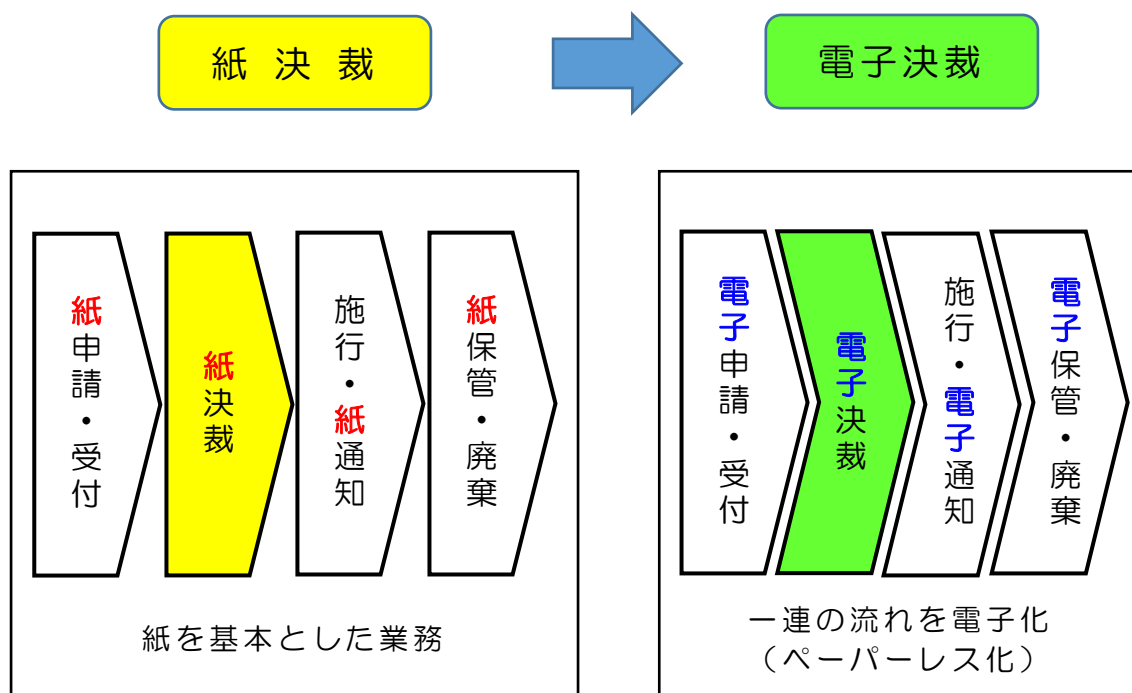
- 本市では、令和4年度に各種会議のペーパーレス化ガイドラインを策定し、会議のペーパーレス化に取り組んでいます。
- より一層の業務の効率化を図るためには、会議以外の場面においてもペーパーレス化を進める必要があります。
- 紙文書による決裁方式は、決裁後文書の保管場所に膨大なスペースを必要とする、検索性が低い、テレワークに対応できないなどのデメリットがあることから、令和6年度に電子決裁を導入しています。
- 電子決裁においては、添付書類の一部がデータ化困難により電子化されていないなどの課題があることから、エンドツーエンドの電子化に向けて課題解決を図る必要があります。
- 入札事務の効率化を目的として、岩手県内でも電子入札の導入や入札参加資格審査申請手続の電子化が進んでいます。
- 本市においても、入札参加事業者の利便性向上や入札事務の効率化を図るため、入札事務の電子化を進める必要があります。

<推進方針>

- 各種会議のペーパーレス化をはじめとして、庁内業務全般のペーパーレス化を推進します。
- 起案文書、会計伝票の電子決裁について、業務の効率性に配慮しながら、エンドツーエンドの電子化を図ります。
- 入札事務の効率化を図るため、入札参加資格審査申請手続の電子化を進めるとともに、電子入札の導入を検討します。

【行政事務の電子化による効果】

一連の事務の流れを電子化することにより業務を効率化
市民サービスの向上にもつながる



○申請、通知の電子化（オンライン化）

- ・いつでもどこでも申請や通知受取が可能（市民サービスの向上）
- ・電子データでの処理による業務の効率化

○電子決裁による意思決定

- ・持ち回り時間の削減
- ・テレワークに対応

○電子データによる保管

- ・保管スペースの削減
- ・検索性の向上

○一連の流れを電子化（ペーパーレス化）

- ・紙、印刷、コピーの削減

(3) 情報システムの標準化・共通化

<現状と課題>

- 国は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）を定め、地方公共団体に対し、標準化基準に適合する基幹業務システム（標準準拠システム）の利用を義務付けるとともに、標準準拠システムについて、国が整備するガバメントクラウドを利用することを努力義務としています。
- 標準準拠システムへの移行時期について、国は、令和7年度末までの移行を目指すとしています。
- 本市では、令和2年1月に、遠野市、山田町、岩泉町との4市町による自治体クラウド^{※31}協定を締結し、住民情報システムと財務会計システムにおいて、自治体クラウドを導入しています。
- 国が努力義務としているガバメントクラウドの利用については、利用環境の性能や利用経費に関して自治体クラウドの利用と比較検討した上で、整備方針を決定する必要があります。

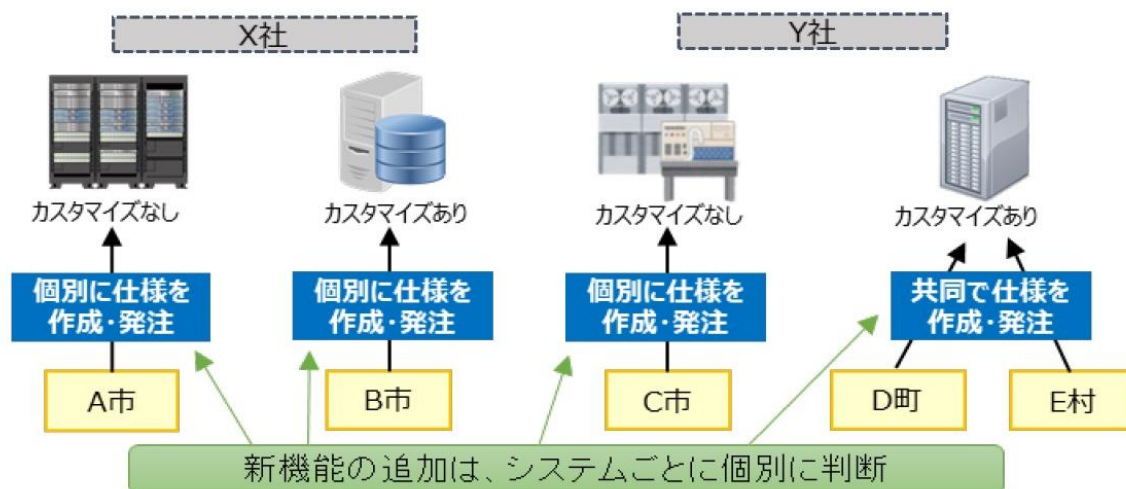
<推進方針>

- 令和7年度末までに、標準準拠システムへの移行を行います。
- 標準準拠システムへの移行に対応するため、現行システムとの差異を踏まえた業務プロセスの見直しや、帳票の変更に関する市の条例、規則の見直し等を行います。
- システムの共同利用による経費削減のスケールメリットを維持するため、ガバメントクラウドの利用と自治体クラウドの利用を比較検討し、整備方針を決定します。

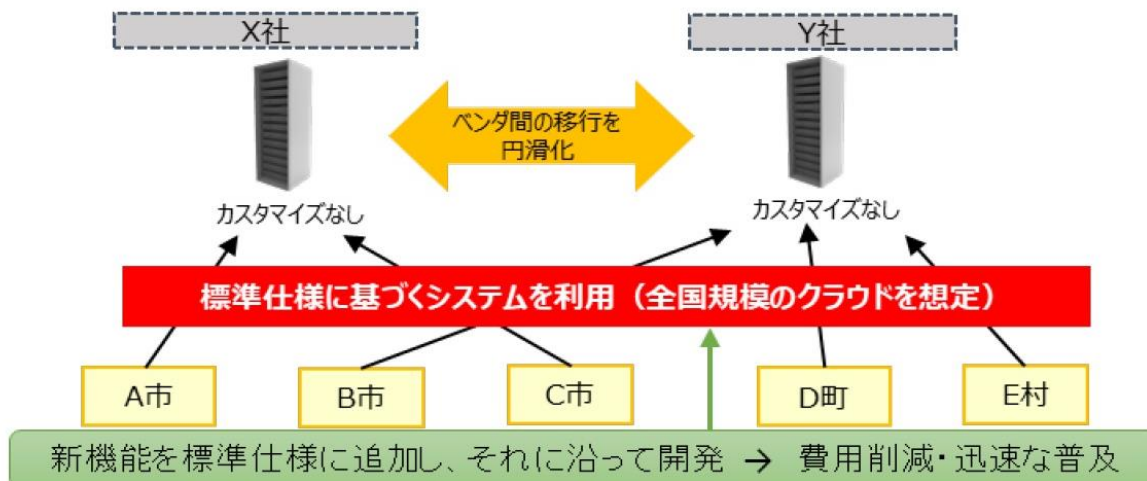
※31 自治体クラウド：複数の近隣自治体が、インターネットなどのネットワークを通じて、情報システムのサーバを共同で利用する方式のこと。個別に自治体庁舎にサーバを設置するオンプレミス方式に比べ、経費を削減できる。

【情報システムの標準化イメージ】

【標準化前】



【標準化後】



（出展）自治体情報システムの標準化・共通化（総務省作成）

(4) テレワークの推進

<現状と課題>

- テレワークは、デジタル技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方で、育児、介護などライフステージに合った多様な働き方を実現できる働き方改革の一つです。また、災害や感染症蔓延等の非常時における業務継続の観点からも重要な取組です。
- 本市では、令和4年度に宮古市職員のテレワークに関するガイドラインを策定し、テレワークの活用に取り組んでいます。
- 業務改革（BPR）における業務フローの見直しや、行政事務の電子化により、テレワークで実施可能な業務の拡大が見込まれます。
- テレワークで実施可能な業務の状況を踏まえながら、テレワークの活用拡大を図る必要があります。

<推進方針>

- ワーク・ライフ・バランスの向上や業務の効率化、非常時における業務継続性の確保を図るため、テレワークの活用を推進します。

【テレワークの対象業務】

テレワークの対象業務は、個人情報扱う業務以外の業務で、次に掲げるものとする。

- ① 資料の作成、修正及び管理(企画書、報告書、議事録等)
- ② 庁内手続、承認等の意思決定
- ③ インターネット等を利用した情報収集(情報検索、調査等)
- ④ 業務知識等の学習(eラーニング、資料閲覧等)
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、所属長等が指定する業務

「宮古市職員のテレワークに関するガイドライン」より

【テレワークの主な形態】

- 在宅勤務

自宅を就業場所とするもの



- モバイルワーク

施設に依存せず、いつでも、どこでも仕事が可能な状態なもの



- 施設利用型勤務

サテライトオフィス、テレワークセンター、スポットオフィス等を就業場所とするもの



(注)実施頻度によって、常時テレワークと、テレワーク勤務が週1～2日や月数回、または1日の午前中だけなどに限られる随時テレワークがあり、実際は様々な形態で導入されています。

(出展) 総務省ホームページ

(5) デジタル人材の育成・確保

<現状と課題>

- 国は、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画において、各自治体がデジタル人材の育成やデジタル人材の確保について取り組むべき方向を示しています。
- 本市においては、職員の階層に合わせて、新採用職員向け、一般職員向け、管理職員向けの研修を計画的に実施しています。

区分	研修内容
新採用職員研修	市の取組状況の説明 デジタルツールの基本的操作の実習
一般職員研修	デジタルツールの基本的操作の実習 デジタルツールの実践的活用方法の実習
管理職員研修	D X 推進の意識醸成

- 人材の確保に関しては、外部人材にデジタル推進アドバイザーを委嘱する形で、取組への助言や職員研修の講師などを担うデジタル人材を確保しています。
- デジタル戦略を積極的に推進するためには、中核となって実務をとりまとめることができる職員の存在が重要であることから、職員の I C Tスキルの向上と併せて、D X 推進リーダーの育成に取り組む必要があります。

<推進方針>

- I C Tスキルの向上やD X 推進の意識醸成を図るための研修を実施するとともに、中核となってデジタル戦略の実務を推進するD X 推進リーダーの育成に取り組みます。
- I C Tの知見を持った外部人材の確保を図ります。

【国が示す取組の方向】

（デジタル人材の育成）

DXの推進に当たっては、…（中略）… 中核となって実務をとりまとめることができる職員（「DX推進リーダー」）の存在が重要であることから、各自治体において、一般行政職員のデジタルリテラシー向上だけでなく、DX推進リーダーの育成にも積極的に取り組むことが求められる。

標準化や個人情報保護法の改正等の最新動向を踏まえた研修等に取り組む必要があるとともに、管理職等向けの意識改革のための研修や、各担当職員向けのDXに伴う課題理解や分析、解決策検討等の業務に活かせるような実践的な研修、職員研修の中に職層別研修として位置づけたり、^{しっかい}悉皆研修と選択別研修を効果的に組み合わせたりするなど、各団体の創意工夫を活かした職員育成の取組が期待される。

（デジタル人材の確保）

自治体におけるDXの推進に当たっては、…（中略）… ICTの知見を持った上で、自治体現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことのできるデジタル人材を確保することが必要である。

「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」より

第5章 強靱な情報セキュリティの確保

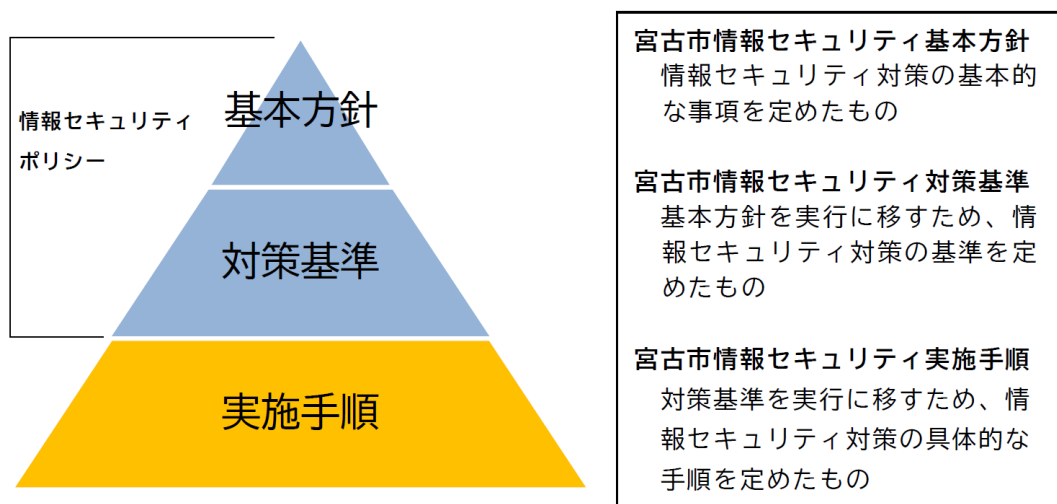
地方公共団体は、住民の個人情報や企業の経営情報など重要な情報を多数保有するとともに、他に代替することができない行政サービスを提供しています。

デジタル技術の革新に伴い、行政サービスのデジタル化が進む一方で、サイバー攻撃※³²等による情報システムの停止や情報漏えいなどの脅威が深刻化しています。

住民一人ひとりが、安全で安心してデジタル化した行政サービスを利用できるようにするためには、情報システムや重要な情報を確実に守る強靱な情報セキュリティの確保が必要です。

本計画の推進に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報を適切に取り扱うとともに、情報システムの運用や情報の取扱いに関するルールを定めた宮古市情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策を徹底し、市民が安心して利用できる安全な行政サービスの環境を構築します。

【情報セキュリティ対策の全体像】

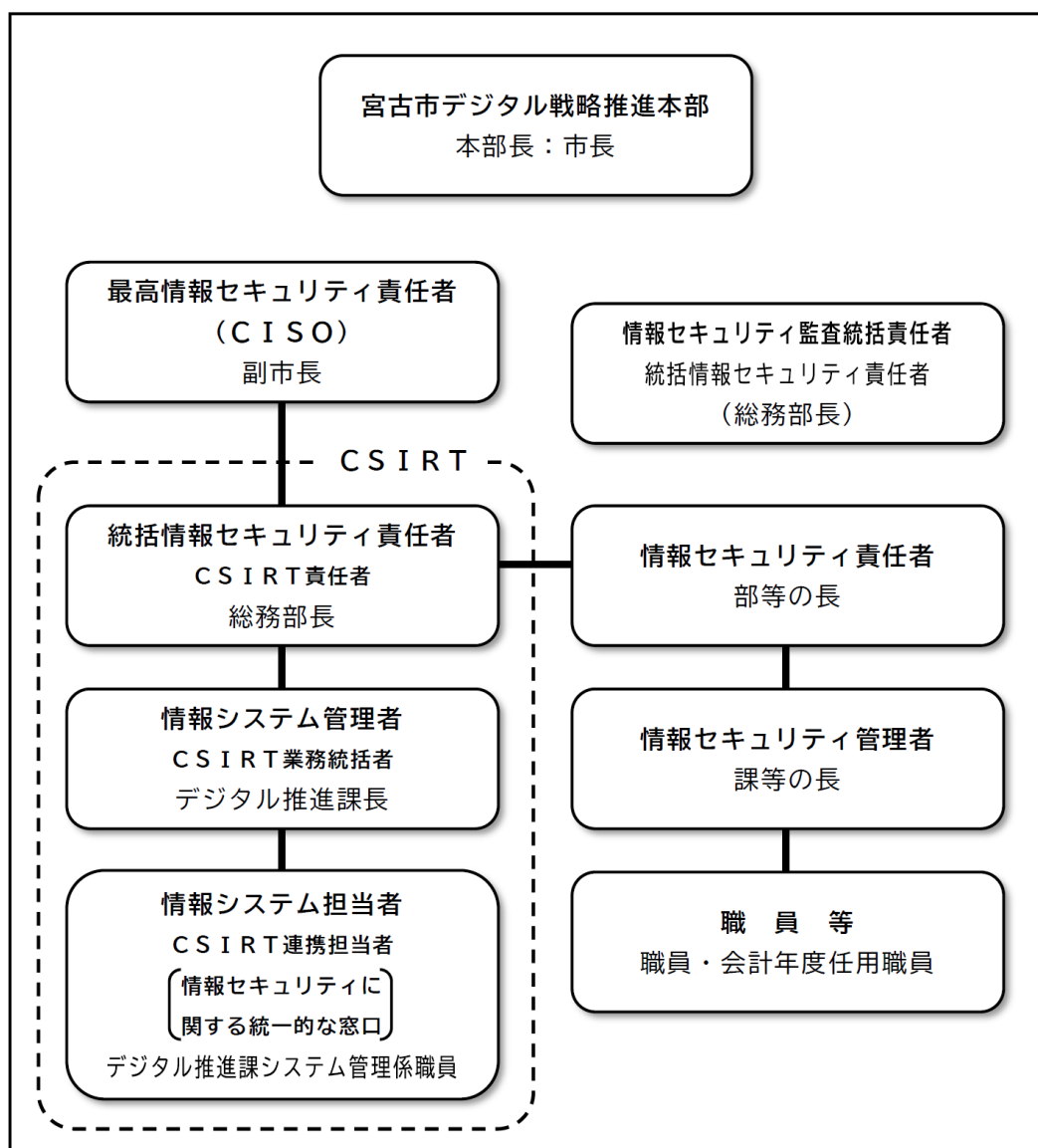


※32 サイバー攻撃：コンピュータに不正に侵入したり、コンピュータの不正操作をしたりする行為を指す。

【宮古市情報セキュリティポリシーのポイント】

- 情報セキュリティ対策を実施するための組織体制を確立。
- 情報資産の分類基準と取扱制限を設定。
- 情報セキュリティ対策の確実な運用を図るため、研修、訓練、監査、自己点検を定期的を実施。

<組織体制>



※^{シーアイエスオー}CISO: Chief Information Security Officer
(最高情報セキュリティ責任者)

※^{ジエスアイアールティ}CSIRT: Computer Security Incident Response Team
(情報セキュリティインシデントに対処するための体制)

＜情報資産の分類基準と取扱制限＞

機密性による情報資産の分類

分類	分類基準	取扱制限
機密性 3	- 宮古市情報公開条例（平成17年条例第11号）第5条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）のうち、特定の職員その他必要最小限の者のみが扱う情報 - 特定個人情報 - 上記の情報を記録した電磁的記録媒体、紙その他の媒体（以下「記録媒体」という。）	- 支給以外（市所有以外をいう。以下同じ。）の端末での作業の原則禁止 - 必要以上の複製及び配付禁止 - 保管場所の制限、保管場所への必要以上の電磁的記録媒体等の持ち込み禁止 - 情報の送信、情報資産の運搬・提供時における暗号化・パスワード設定、鍵付きケースへの格納等
機密性 2	- 不開示情報のうち、機密性 3 の情報以外の情報 - 上記の情報を記録した記録媒体	- 復元不可能な処理を施しての廃棄等 - 信頼のできるネットワーク回線の選択 - 外部で情報処理作業を行う際の安全管理措置の規定 - 電磁的記録媒体の施錠可能な場所への保管
機密性 1	機密性 2 又は機密性 3 の情報資産以外の情報資産	

完全性による情報資産の分類

分類	分類基準	取扱制限
完全性 2	- 改ざん、誤びゅう又は破損により、住民の権利が侵害される又は行政事務の適確な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報 - 上記の情報を記録した記録媒体	- バックアップ、電子署名付与 - 外部で情報処理作業を行う際の安全管理措置の規定 - 電磁的記録媒体の施錠可能な場所への保管
完全性 1	完全性 2 の情報資産以外の情報資産	

可用性による情報資産の分類

分類	分類基準	取扱制限
可用性 2	- 滅失、紛失又は当該情報が利用不可能であることにより、住民の権利が侵害される又は行政事務の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報 - 上記の情報を記録した記録媒体	- バックアップ、指定する時間以内の復旧 - 電磁的記録媒体の施錠可能な場所への保管
可用性 1	可用性 2 の情報資産以外の情報資産	

第 6 章 計画の推進について

1 アクションプランの策定

本計画を具体的に推進するため、推進項目ごとに、実施する事業の内容、担当部署、目標指標及び目標値、実施時期等を定めるアクションプラン（実施計画）を策定することとします。

アクションプランは、STEP 1（検討段階）、STEP 2（部分導入・実証段階）、STEP 3（本格運用・検証段階）の3段階の構成を基本として策定することとします。

なお、事業の実施に当たっては、必要に応じて、宮古市総合計画実施計画に個別の事業を計上することとします。

2 ワーキンググループの役割

ワーキンググループは、推進項目ごと又は複数の推進項目にわたる形で設置することとし、関係する課等から職員を選任の上、編成することとします。

ステップごとの主な役割は、次のとおりとします。

- STEP 1 課題の整理、実施事業の内容の検討
- STEP 2 部分導入・実証段階の検証と改善案検討
- STEP 3 本格運用・検証段階の検証と改善案検討

なお、STEP 2以降の事業の実施については、事業の担当部署が責任をもって運用と検証・改善を行うものとし、必要に応じてワーキンググループと連携するものとします。

参考資料

第2期宮古市デジタル戦略推進基本計画策定過程

年 月 日	事 項
令和6年2月14日	本部会議：策定方針決定
2月16日	市議会説明（総務常任委員会）：策定方針説明
8月29日	本部会議：計画案審議
10月7日	本部会議：計画案決定
11月 日	市議会説明（ ）：計画案説明
11月 日	パブリックコメント実施（～ 月 日）
令和7年1月 日	本部会議：最終計画案決定
2月 日	計画決定（市長決裁）

※本部会議：宮古市デジタル戦略推進本部会議

宮古市デジタル戦略推進本部名簿

	職 名	氏 名
本 部 長	市長	山 本 正 徳
副本部長	副市長	桐 田 教 男
本 部 員	教育長	伊 藤 晃 二
本 部 員	総務部長	下島野 悟
本 部 員	企画部長	多 田 康
本 部 員	エネルギー・環境部長	三 上 巧
本 部 員	市民生活部長	若 江 清 隆
本 部 員	保健福祉部長	三田地 環
本 部 員	産業振興部長	岩 間 健
本 部 員	都市整備部長	藤 島 裕 久
本 部 員	上下水道部長	中 嶋 剛
本 部 員	危機管理監	芳 賀 直 樹
本 部 員	議会事務局長	前 田 正 浩
本 部 員	教育部長	佐々木 勝利
本 部 員	会計管理者	菅 野 和 巳

宮古市デジタル推進アドバイザー

役 職	氏 名
宮古市デジタル推進アドバイザー	清 水 棕 平

宮古市デジタル戦略推進本部規程

○宮古市デジタル戦略推進本部規程

令和2年11月9日訓令第17号

改正 令和3年3月31日訓令第6号

令和4年3月31日訓令第3号

(設置)

第1条 宮古市における行政のデジタル化及びオンライン化を推進するため、宮古市デジタル戦略推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 宮古市デジタル戦略推進基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 基本計画の進行管理に関すること。
- (3) その他デジタル戦略の推進に係る重要事項の策定に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、総務部長、企画部長、エネルギー・環境部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、危機管理監、議会事務局長、教育部長及び会計管理者をもって充てる。

(令4訓令3・一部改正)

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集する。

2 本部長は、議事に関係のある課長等又はその代理者を会議に出席させて説明を求めることができる。

(部会)

第6条 本部の円滑な運営を図るとともに、次条に掲げる事項を処理させるため、本部に次の部会を置く。

- (1) 市民サービス向上部会
- (2) 庁内運営戦略部会

(部会の所掌事項)

第7条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) デジタル戦略に係る施策を推進すること。
- (2) ワーキンググループの進行管理に関すること。

(部会の組織)

第8条 部会は、部会長及び部会員で構成し、部会長及び部会員は本部長が指名する職員をもって充てる。

2 部会長は、会務を総理する。

3 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(ワーキンググループ)

第9条 部会長は、デジタル戦略の推進に係る専門的な事項について調査及び検討を行うため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第 10 条 本部の庶務は、総務部デジタル推進課において処理する。

(令 3 訓令 6 ・ 一部改正)

(補則)

第 11 条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和 2 年 1 月 9 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日訓令第 6 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 31 日訓令第 3 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第2期

宮古市デジタル戦略推進基本計画

令和 年 月 策定

発行 岩手県宮古市

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

TEL 0193-62-2111 FAX 0193-63-9114

ホームページアドレス <https://www.city.miyako.iwate.jp/>